

# 北区役所 業務案内ハンドブック

〈令和2年度（2020年度）版〉 令和3年1月改訂

## 目次

### ■ 各部課所業務

#### □ 市民部

総務企画課	1～6
地域振興課	7～9
戸籍住民課	10～12

#### □ 保健福祉部

保健福祉課	13～24
健康・子ども課	25～34
保護一・二・三・四課	35～36
保険年金課	37～43

#### □ その他

北区民センター	44
その他の問い合わせ	45～47

### ■ 索引

### ■ フロアガイド



北区まちづくりキャラクター ほっぴい

# 在籍職員／区内施設・庁舎管理

3階	市民部
	総務企画課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の人事、定数に関すること</li> <li>○会計年度任用職員履歴書受付に関すること</li> <li>○市民部関係の寄付受理</li> <li>○衛生委員会に関すること</li> <li>○市民部所管公有財産の管理（行政財産目的外使用許可）</li> <li>○区役所庁舎、駐車場等の維持管理及び庁中取締り・警備員・日直に関すること</li> <li>（庁内放送、電話交換手、空調、公衆電話、自動販売機、ATM、清掃、AEDを含む。）</li> <li>○区民センター、地区会館に係る施設の維持管理</li> </ul>	<p>212 209 213 215 219</p> <p>(757-2403)</p>	3階33番	北区在籍職員の有無等

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
区役所でアルバイトを募集していませんか？	区役所や区が管轄する施設では若干名のアルバイトを雇用しており、任期終了に伴う採用の時期は概ね4月と10月になります。区役所等でのアルバイトを希望される方の履歴書をお預かりしておき、雇用が必要になったときに、書類選考のうえ面接を行う方にもご連絡します。なお、お預かりした履歴書は6か月間保存しています。	<p>209 213 215 219</p> <p>(757-2403)</p>
コピー・ファックスできる場所はどこか？	<p>【コピー】区役所にはありません。区民センター1階ロビーに有料コピー機があります。</p> <p>【ファックス】区役所にはありません。セブンイレブン（北23西6）に有料ファックスサービスがあります。</p>	
パスポートの申請用紙はどこか？	戸籍住民課窓口前の記載台（ATM前の柱周り）に設置しています。	
車いす・ベビーカーはあるか？	正面玄関ロビーに車いすとベビーカーが2台ずつ、東側玄関と北側玄関には車いすのみ1台ずつありますので、ご利用ください。※ 車いすがない（使用中の）場合は保健福祉課（内線428・429）で借りてきて利用してもらおう。庁外で利用したい場合は、氏名と住所などを2階21番で記入後借りることができます。	
注意事項	異動した職員の勤務先の問合せに対しては人事課（211-2072）へ問合せいただくよう案内しています。	

# 防犯・防災・交通安全

3 階	市 民 部
	総務企画課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
地域安全担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防犯活動に関すること</li> <li>○区防災訓練・自主防災組織に関すること</li> <li>○区内の避難場所に関すること</li> <li>○防災マップに関すること</li> <li>○交通安全運動の企画、実施及び交通安全施設の設置要望相談</li> </ul>	214 252  (757-2403)	3階33番	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
信号機・交通標識・横断歩道等の設置要望をしたいのですが。	地域住民の皆さんの総意としての設置要望を要望書にまとめ、警察署へ提出してください。(なお、相談等がある場合は、警察署、または、3階総務企画課地域安全担当へお願いします。)	214 252  (757-2403)
区内の避難場所はどこですか？私はどこに避難すればいいですか？	市立の小中学校と北区体育館が避難場所になるほか地域の会館等が避難所になることもあります、詳しくは地震防災マップや洪水ハザードマップで確認してください。また住所等で指定される避難所はありませんので、地域の情報（川の有無や道路の大小など）やご家庭の事情（仕事先やご親戚のお住まいなど）をきちんと考慮して事前に自分で決めることが大切です。	
他区の地震防災マップ・ハザードマップはありますか？	3階33番窓口にて若干の在庫があるほか、各区役所や本庁舎7階の危機管理対策室にあります。またスマホで使える防災アプリ「そなえ」があればすべて確認できますので、ぜひご利用ください。 ※「そなえ」は各マップ裏面にあるQRコードからダウンロードできます	
災害に備えて何を備蓄すればいいですか？どこで買えばいいですか？	地震防災マップの中に記載されていますので参考にしてください。また正面玄関風除室横にもサンプルを置いてありますのでご覧ください。備蓄品については区役所や市役所では販売しておりませんので、お近くのホームセンターやスーパー、インターネット通販等でお買い求めください。	

注 意 事 項	
------------------	--

# 選挙に関すること

3 階	市 民 部
	総務企画課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
選挙係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙人名簿に関すること</li> <li>○選挙啓発に関すること</li> <li>○期日前投票・不在者投票に関すること</li> <li>○選挙運動、政治活動の指導に関すること</li> </ul>	216 217 218  (757-2404)	3階32番	選挙時は事務局移動

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
選挙人名簿を閲覧したい。	本人又は関係人の方（家族等）の登録の有無を確認するためであれば可能。公職の候補者等、政党その他の政治団体が、選挙運動又は政治活動を行う目的の閲覧であれば許可する。統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施する目的のためであれば許可する。	218  (757-2404)
他市町村から転入または札幌市から転出した場合どこで投票できるか？	転入届を出してから引き続き最低3カ月以上居住すると、新しい住所地の選管の選挙人名簿に登録され、そこで投票できる。新しい住所地で登録されていない場合、前に住んでいた市町村の選管の選挙人名簿に登録されている場合は、そちらで投票できる。（地方選挙の場合、旧住所地の名簿に登録されていても投票できない場合もある）	
市内で転居した場合、どこで投票できるか？	札幌市の選挙人名簿に載っていれば、転居後の地域で投票できる。ただし、転居届を出した時期によっては引っ越し前の地域で投票する必要がある。	
国外に居住していても投票できるか？	在外選挙制度を利用すればできる。（国政選挙のみ対象）引き続き3カ月以上、同じ領事官の管轄区域内に住所を有している満18歳以上の日本国民であることが条件。出国前の居住地または本籍地の選管に登録を申請する必要がある。	
市外に住所がある者が、区役所で不在者投票をできるか？	事前に選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、交付されていれば、区役所にそれを持参して、平日の執務時間（月～金 8時45分～17時15分）内に投票出来る（祝日除く）。また、札幌市で選挙をしている場合（選挙期日の告示の翌日～投票日の前日まで）であれば、8時30分～20時まで不在者投票出来る（土日、祝日も可）。	
体の不自由な者は、自宅で投票が出来ないか？	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方のうち、一定の障がい（両下肢・体幹の障害1～2級など）に該当される方または介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、要介護状態区分が5に該当される方は、“郵便等による不在者投票”が出来る場合がある。事前に、条件を確認の上、選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請をして、郵便等投票証明書の交付を受ける必要がある。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
投票日に都合が悪くて投票所に行けない場合は？	公（告）示の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票することができる。	
寄附禁止の対象となる行為はどんなものがあるか？	病気見舞い、お祭りへの寄附や差入れ、地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差入れ、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝いや葬式の香典、葬式の花輪・供花、落成式・開店祝いの花輪、入学祝い・卒業祝い・成人祝い・お中元やお歳暮、町内会の集会や旅行などの催事へ寸志や飲食物の差入れ等。	217 (757-2404)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所を移した場合、選挙権があっても、投票できるかどうか、投票できるとすればどこで投票できるのかの判定は難しいので、選挙がある時の具体的な問い合わせであれば、担当に取り次いでほしい。</li> <li>○ 札幌で選挙が行われていないときに、他市町村の選挙の不在者投票に来た人がいた場合は、選挙係へ行くよう案内してほしい。</li> <li>○ 体の不自由な方が自宅で投票できるかどうかについては条件が複雑であるため、具体的な問い合わせについては担当に取り次いでほしい。</li> <li>○ 期日前投票の開設日時、場所については、選挙時に決定するので、選挙がある時の具体的な問い合わせであれば、担当に取り次いでほしい。</li> </ul>	

広報誌／市政相談／市政外相談（相談コーナー）／パンフレット／落とし物

1階	市民部
	総務企画課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
広聴係	○広報さっぽろ区版の作成及び広報さっぽろの配布 ○市政・市政外相談に関すること ○パンフレットコーナー、情報あいランドの管理、庁舎内のポスター掲示 ○ホームページ（庁内・庁外）に関すること ○ご意見箱に関すること ○庁舎内の拾得物、忘れ物に関すること ○東日本大震災避難者生活支援総合窓口（当面の間） ○地下鉄駅等の掲示板に関すること（麻生・北34条・北24条・北18条）	224 225 226 250 205 (757-2503)	1階17番	市政外相談は専門の相談員が受付（1階16番相談コーナー）

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号															
区役所で行っている市政外相談（法律相談など）について	<p>法律相談・司法書士相談の申し込みは相談日当日、午前9時から電話（757-2405）で定員（法律相談：8名、司法書士相談：6名）を先着順で受け付けます。相談は、午後からとなります。</p> <p>法律相談、司法書士相談以外の相談は下表のとおり、1階16番で行っています。予約はいりませんので、直接16番窓口へお越しください。</p> <p>交通事故相談、家庭生活相談、行政相談については電話相談も可。</p> <p>●市政外相談</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【司法書士】</b>                      13:00～16:00                      面談                      第2・4月曜                 </td> <td> <b>【法律】</b>                      予約制                      面談                      第1・3火曜                 </td> <td> <b>【家庭生活】</b>                      10:00～12:00                      13:00～16:00                 </td> <td> <b>【行政】</b>                      13:00～16:00                      第1・3木曜                 </td> <td> <b>【家庭生活】</b>                      10:00～12:00                      13:00～16:00                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <b>【交通事故】</b>                      9:30～12:15                      13:00～16:15                      第2・4火曜                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、広聴係窓口において他機関の相談窓口を案内しています。</p>	月	火	水	木	金	<b>【司法書士】</b> 13:00～16:00 面談 第2・4月曜	<b>【法律】</b> 予約制 面談 第1・3火曜	<b>【家庭生活】</b> 10:00～12:00 13:00～16:00	<b>【行政】</b> 13:00～16:00 第1・3木曜	<b>【家庭生活】</b> 10:00～12:00 13:00～16:00		<b>【交通事故】</b> 9:30～12:15 13:00～16:15 第2・4火曜				224 225 226 250 205 (757-2503) 相談コーナー (473) (477)
月	火	水	木	金													
<b>【司法書士】</b> 13:00～16:00 面談 第2・4月曜	<b>【法律】</b> 予約制 面談 第1・3火曜	<b>【家庭生活】</b> 10:00～12:00 13:00～16:00	<b>【行政】</b> 13:00～16:00 第1・3木曜	<b>【家庭生活】</b> 10:00～12:00 13:00～16:00													
	<b>【交通事故】</b> 9:30～12:15 13:00～16:15 第2・4火曜																

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
北区の公共施設などが載った地図がほしい	「北区ガイド」を区役所1階広聴係や区内各まちづくりセンターで希望者に配布しています。	
北区の歴史を掲載したものがほしい	開拓期からの歴史上の逸話を掲載した「エピソード・北区」を、北区役所のホームページでご覧いただけます。	
広報さっぽろが届かない	「広報さっぽろ」は町内会や委託業者などを通して各家庭に毎月10日までにお届けしています。届かない場合は、1階広聴係で住所などを確認し、配布対応を行います。	
各種パンフレット、チラシがほしい	1階パンフレットコーナー及び広聴係窓口で配布しています。（一部取扱いの無いものもあります）	
市営住宅の申込書がほしい	それぞれの申し込み期間中に広聴係で配布しています。2020年度の募集日程は、前期募集6月4日～12日、中期募集9月3日～11日、後期募集12月3日～11日となっています。（厚別区もみじ台団地は4月から来年3月まで毎月1回募集） 詳細なお問い合わせは、札幌市住宅管理公社（205-3071）まで。	224 225 226 250 205
ごみの分別パンフ・収集日カレンダーがほしい	1階5番窓口前（正面玄関近く）に配架。また、1階広聴係でも配布しています。	(757-2503)
パンフレットを置いてほしい	詳しくは、1階広聴係にご相談ください。	
市のいろいろなサービスが分かるものがほしい	「市民便利帳」を1階広聴係で配布しています。また、転入者には戸籍住民課窓口でも配布しています。	
ご意見箱に意見を入れたい	1階広聴係窓口を設置しています。	
東日本大震災の被災者のための総合窓口について	各区役所に当面の間、「東日本大震災避難者生活支援総合窓口」を設置しています。北区は広聴係が窓口となっています（区によっては保健福祉課が窓口）。窓口での対応内容は、住居周辺の地理情報等の情報提供等です。	
注意事項		

# 町内会／地域人口／統計／まちづくり

3 階	市民部
	地域振興課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
まちづくり 推進係	○町内会に関すること ○区及び各地区の人口統計に関すること（国勢調査を含む） ○自衛官の募集、日本赤十字社に関すること ○ボランティアごみ袋に関すること	222 223 229  (757-2407)	3階31番	区民農園はH25年度で廃止 (H23年度から利用休止)
まちづくり 調整担当係	○未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業全般に関する こと （地歌舞伎の伝承、北区歴史と文化の八十八選事業、北区ア ダプト・プログラム事業、亜麻のフラワーロード事業、学生 との連携、区民交流促進事業（ぼっぴいフェスティバル）な ど） ○まちづくり活動全般に関すること	253 438  (757-2407)	3階31番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
町内会長名、住所、連絡先を教 えてほしい。		最寄りのまちづくりセンターまたは地域振興課まちづくり推進係にご相談ください。（まちづくり センターまたは地域振興課まちづくり推進係職員が、町内会の会長等に連絡をし、会長等の電話番 号を相談者に教えて良いかどうかの確認を取った後に、連絡先をお答えします。）		222 223 229  (757-2407)
町内会名及び町内会区域を知り たい。		最寄りのまちづくりセンターまたは地域振興課まちづくり推進係にご相談ください。		(757-2407)
区や地域の人口や世帯数を知り たい。 (商業目的等のため、地域の人 口等を教えてほしい。)		札幌市のホームページでご覧になれます。（ <a href="http://www.city.sapporo.jp/toukei/">http://www.city.sapporo.jp/toukei/</a> ） ホームページでご覧になれない方は地域振興課まちづくり推進係にお問い合わせ願います。 区では、コピーサービスはしておりませんので、必要がある場合は、市役所2階行政情報課でコピー サービスを利用するか「札幌市の地域別人口」をご購入ください。 ・「札幌市の地域別人口」掲載内容は、人口(男女別、年齢別、町名条丁目別)、世帯数など ・定価260円。		223 229  (757-2407)
注意 事項				

# 区民センター／コミュニティセンター・地区センター／青少年健全育成／成人式／高齢者教室／スポーツ事業

3階	市民部
	地域振興課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
地域活動 担当係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区民センター・コミュニティセンター・地区センターに関すること</li> <li>○青少年健全育成に関すること</li> <li>○成人式の開催、企画等に関すること</li> <li>○高齢者教室(北親大学)に関すること</li> <li>○東茨戸パークゴルフコースに関すること</li> <li>○スポーツ推進委員会に関すること</li> <li>○スポーツの推進に係る事業に関すること</li> <li>○「藍栽培の歴史」の伝承に関すること</li> <li>○北区子ども会に関すること</li> </ul>	412 413  (757-2407)	3階31番	
	○少年育成指導室に関すること	561  (757-2408)		

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
今年の成人式はいつあるのか。	令和3年については、「成人の日」の前日となる1月10日(日)に行われる予定です。	412 413  (757-2407)
今年の成人式の対象者は何歳の人なのか。	令和3年の成人式の対象者は、平成12年(2000年)4月2日から平成13年(2001年)4月1日に生まれた人(学齢方式)です。	
今は北区に住んでいないが北区の成人式に参加したい。	参加できます。特に手続きは必要ありません。	
成人式の案内状はいつ頃送付されるのか。	12月初旬に全市一斉に発送の予定です。	
成人式の場所と時間を教えて欲しい	令和3年の成人式の会場・時間は未定です(例年9月頃に決まります。)。なお、令和2年の成人式は、1月12日(日)に札幌文化芸術劇場 hitaru(中央区北1条西1丁目 札幌市民交流プラザ4階)で行われ、開場が12時、式典が13時から14時15分まででした。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
高齢者教室(北親大学)とはどのようなものですか。	令和2年度は5月14日から9月24日まで週1回のペースで18回の講義を行います。講義の内容は趣味や教養、高齢者の生活に役立つ知識、健康づくりなどをテーマとする講座などを予定しています(年度により講義内容の変更あり。対象者は北区在住の令和2年4月1日時点で65歳以上の方。)	412 413  (757-2407)
高齢者教室(北親大学)に参加するにはどうしたらよいのか。	例年、広報さっぽろ(北区版)4月号に応募要領を掲載しています。参加希望多数の場合は抽選により受講者を決定いたします。	
青少年のことで悩んでいるので相談したい。	3階の地域活動担当係内、少年育成指導室で非行少年に関することや青少年の健全育成に関する相談業務を行っています。1~2名の少年育成指導員が相談を受けていますが、巡回指導で不在の場合があるので、事前連絡をお願いします。	561 (757-2408)
注意 事項		

# 戸籍届／火葬許可

1階	市民部
	戸籍住民課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
戸籍係	○出生・死亡・婚姻・離婚などの戸籍届の受付 ○火葬許可証の発行	245～249 326  (757-2415)	1階7番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
土日祝日や夜間でも戸籍の届出をすることができるのか？	土日祝日や夜間の届出は日直員等が受付しています。ただし、夜間は死亡届に伴う埋火葬許可書の発行はできません。			
死亡届の「届出人」欄には区役所に届出書を持参する人の名前を書くのか？	亡くなった人の親族、親族以外の同居人、家主、後見人等の届出資格がある人が、「届出人」欄に署名捺印する必要があります。区役所に届書を持参するのは誰でもかまいません。			
本人以外の者が婚姻届（離婚届）を提出することはできるのか？	区役所に届書を持参するのは誰でもかまいませんが、届書は婚姻（離婚）する本人達が署名捺印する必要があります。			
離婚しても結婚していた時の姓をそのまま名乗ることができるのか？	離婚届と同時、もしくは離婚の日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届出）を提出することで婚姻中の姓を名乗ることができます。			
夫（妻）が勝手に離婚届を出してしまいそうだが、受理しないで欲しい。	離婚届の「不受理申出書」を本人が来庁のうえ提出することで、離婚届を受理されないようにすることができます。			
戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚等の届出）をしたその日に戸籍謄本や抄本は発行できるのか？	一般的には届出後3～10日位で発行可能になりますが、急ぎの場合は本籍地の役場に直接確認してください。			
注意事項				

# 住民票／印鑑登録・証明／住所異動届／税証明／出納事務

1階	市民部
	戸籍住民課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
住民記録係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票・戸籍証明・印鑑登録証明などの諸証明の受付・交付</li> <li>○印鑑登録および廃止などの受付</li> <li>○転入・転出・転居・世帯合併・世帯分離など届出の受付</li> <li>○住民票の閲覧の受付</li> <li>○住民票・戸籍証明などの郵送請求の受付・交付</li> <li>○自動車臨時運行許可証の受付・交付・返却（北区役所で交付したもののみ）</li> <li>○住民基本台帳カードの記載事項変更</li> <li>○マイナンバーカード交付・記載事項変更・交付申請（マイナンバーカード・電子証明書）</li> </ul>	241 242 432 433  (757-2412)	1階4番	証明書の交付は1番 マイナンバーカードの交付 手続きは4番（5番は受取 専用窓口なので、市民に案内 することはありません）
(税証明)	○個人の市・道民税に係る証明（所得証明、課税証明、納税証明）、個人の固定資産税・都市計画税の課税証明・納税証明の発行	591	1階6番	
会計係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支出命令書の審査</li> <li>○口座振替払、窓口払等の支払事務</li> <li>○会計諸帳簿の整理・保存</li> </ul>	206 207	1階	
指定金融機関 北区役所派出所	○市税、国民健康保険料、水道料などの収納		1階15番	営業時間 9:30~12:00 13:00~15:00

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
住所変更の届出をして、すぐ住民票はもらえるのか？	当日の証明発行は可能ですが、どのくらい時間がかかるかは窓口の混み具合によります（3月下旬から4月上旬にかけての繁忙期は混雑状況によって、翌日以降の発行になります）。	241 242 432 433  (757-2412)
学校の関係で前もって住所の異動届を出したい。住宅公庫の関係で前もって住所の異動届を出したい。	住み始めた後でなければ住所の異動届（「転入・転居届」）を受理することはできません。	
転出証明書を無くしたが、どうすればよいか？	転出証明書がないと転入手続きができませんので、転出証明書を発行した市区町村役所場に再交付届を提出し再交付を受けてください（再交付届は郵送でも可能です）。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
印鑑登録カードや印鑑を紛失した場合、どうすればよいか？	印鑑登録抹消の手続きが必要です。引き続き印鑑登録が必要な場合は、新規の印鑑登録時と同じ手続きが必要になります。住民登録をしている区役所での手続きになります。一週間だけ登録状況を[一時停止]にすることも可能です。(一時停止申請は電話での受付が可能です)	241・242 432・433 (757-2412)
住民票や戸籍証明を他の区で取れるか？	住民登録や本籍が札幌市内であれば、どこの区役所でもとることができます(大通証明サービスコーナー、出張所でも可能です)。	
税の証明書はもらえますか？	区役所・出張所で発行できる税の証明は、以下のとおりです。 ① 個人の市・道民税に係る証明(所得証明、課税証明、納税証明) (※1) ② 個人の固定資産税・都市計画税の課税証明・納税証明 (※2) なお、市税事務所及び市役所本庁舎2階税の証明窓口では、すべての市税証明が発行できます。 (※1) 現年度の証明の交付を開始する時期は6月中旬(給与からの特別徴収の方は5月下旬)となります。 (※2) 現年度の証明の交付を開始する時期は4月中旬となります。	591
軽自動車税の証明書はもらえますか？	区役所・出張所では発行できません。最寄りの市税事務所または市役所本庁舎2階税の証明窓口でご請求ください。	
固定資産税の証明書はもらえますか？	個人の固定資産税の課税証明及び納税証明については、26年度以降の分の証明ができます。ただし、現年度の証明の交付を開始する時期は、4月中旬となりますのでご注意ください。なお、固定資産評価証明については発行できませんので、最寄りの市税事務所または市役所本庁舎2階税の証明窓口でご請求ください。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「印鑑登録」と「印鑑証明」を勘違いして話をする方が結構います。</li> <li>○札幌市内で住所変更をした場合は、新しい住所のある区役所か出張所に届け出ます。(元の区での転出届は不要です)</li> <li>○諸証明の請求、住所等の異動届には来た方の本人確認書類が必要です。</li> <li>○指定金融機関北区派出所での公金の収納は、午前9時30分から12時までと午後1時から3時までです。</li> </ul>	241・242 432・433 206

# 特別奨学金／寄付受理／老人クラブ／民生委員／福祉除雪等

2階	保健福祉部
	保健福祉課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
地域福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市特別奨学金の受付に関する事</li> <li>○外国人高齢者・障害者福祉手当の支給に関する事</li> <li>○寄付受理（福祉に役立ててほしいというもの）に関する事</li> <li>○恩給受給者の各種変更手続きに関する事</li> <li>○戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護に関する事</li> <li>○災害弔慰金・見舞金に関する事</li> <li>○中国残留邦人等に対する支援に関する事</li> <li>○「シニア世代のための生活便利帳」に関する事</li> </ul>	343 344 (757-2470)	2階25番	
活動推進担当係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員に関する事</li> <li>○福祉除雪に関する事</li> <li>○地域の見守り支えあいの推進に関する事</li> <li>○おとしより憩の家に関する事</li> <li>○老人クラブに関する事</li> <li>○敬老祝品の贈呈に関する事（当該年度100歳到達者のみ贈呈）</li> </ul>	342 (757-2470)	2階25番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
民生委員さんを紹介してほしい。	相談内容に応じて民生委員または行政の窓口等を紹介します。活動推進担当係へご相談ください。			342
福祉除雪の要件	事業主体である北区社会福祉協議会（内線 474）をご紹介します。 要件：一戸建てにお住まいで、約500m以内に除雪ができる子または子の配偶者が居住していない世帯のうち、次のいずれかの条件に該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯。①70歳以上の世帯。②重度（1・2級）身体障がい者だけの世帯。③条件①と②だけの世帯。④社会福祉協議会が特に認める世帯。			474 (757-2482)
地域の見守り支えあいの推進	地域の見守り支えあいを広げる活動の推進（出前講座や資料提供等のサポート）。活動推進担当係へご相談ください。			
老人クラブの新設	補助金の交付条件：おおむね60歳以上の会員が30人以上在籍しているクラブ。 補助金支給時期の調整や申請書類等の説明を受ける必要があります。活動推進担当係まで、事前にご相談ください。 ※ 予算の関係上、補助金の支給が翌年度以降になる場合があります。			342

よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答	電話番号
今まで軍人恩給を受領していた方が亡くなった際の手続きについて	直接総務省人事・恩給局恩給相談室（03-5273-1400）に電話で死亡の連絡を行い、関係書類を取り寄せる。	344	
北区へ転入してきたが、軍人恩給の住所変更手続きはどのようにするのか。	住民基本台帳ネットワークシステムを利用しているため、新しい住所に住民登録された方は原則として手続不要。 ただし、転入前に住民票と異なる住所に居住していた場合等は、「住所変更届」を総務省人事・恩給局に提出する必要がある。		
寄付（現金）	一般的には、社会福祉協議会が受理する。	351 (757-2482)	
寄付（衣服等）	必要とする施設があれば、直接届けてもらう。（区が窓口になっては受け付けはしない。施設は、社会福祉協議会で確認できる）		
札幌市特別奨学金の支給要件について	次の①～③を満たす方。①生活保護を受給中か、世帯収入が生活保護基準の1.5倍以内の生徒 ②技能習得を目的とする専修学校、各種学校及び普通科以外の高校で学ぶ生徒 ③生徒本人または養育者が札幌市民	343、344	
災害弔慰金、災害見舞金の支給要件について	本市の区域内で発生した災害により、①市民が亡くなった場合、遺族に災害弔慰金を贈呈する（本人の故意による場合を除く）。②住居に全壊・半壊等の被害を受けた場合、世帯主に災害見舞金を贈呈する（世帯に属する者の故意による場合を除く）。		
中国残留邦人の相談について	詳細は、2階25番窓口へご案内してください。		
注意事項			

# 各種医療費助成／児童手当／児童扶養手当 等

2階	保健福祉部
	保健福祉課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
福祉助成係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども医療費受給者証の交付、変更等の受付</li> <li>○ひとり親家庭等医療費受給者証の交付、変更等の受付</li> <li>○重度心身障がい者医療費受給者証の交付、変更等の受付</li> <li>○児童手当の認定、支給に関すること</li> <li>○児童扶養手当に関すること</li> <li>○特別児童扶養手当に関すること</li> <li>○心身障害者扶養共済の加入等の申込み</li> <li>○災害遺児手当の認定、支給に関すること</li> </ul>	361・365 418・363 365・363 364・418 418・362 365・363 418 364  (757-2462)	2階24番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
子ども医療費助成の新規申請に必要なものは。	子の名前が記載された健康保険証。なお、生計中心者の所得制限があるため、札幌市外から転入した際など所得証明書が必要な場合がある。(郵送可)			361 365
子ども医療費助成は何歳までか。	<b>【令和2年3月31日まで】</b> 小学2年生まで(8歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は、通院および入院。小学3年生から中学生は入院のみ対象。 <b>【令和2年4月1日から】</b> 小学3年生まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は、通院および入院。小学4年生から中学生は入院のみ対象。			
医療費助成の申請は出張所やまちづくりセンターでできるか。	申請手続きは区役所のみ。(郵送可)			361 365
加入している健康保険が変わった場合の届出は。	申請が必要。医療費受給者証と新しい健康保険証を持参。(郵送可)			
住所が変わった場合、医療費受給者証の届出は。	届出が必要。医療費受給者証を持参。また、札幌市外へ転出する場合は受給者証の返還が必要。(郵送可)			
医療費助成対象者が道外で受診した場合払戻しが受けられるか。持参書類は。	健康保険適用で受診した場合は、高額療養費及び付加給付支給後に福祉助成係に払戻しの請求ができる。必要書類は、医療費受給者証、病院の領収書、子ども医療費助成は保護者の、重度及びひとり親家庭医療費助成は被保険者(国保は世帯主)の金融機関の預金通帳等。			361 365
健康保険証、子ども医療受給者証を持参せずに受診した場合(100%支払った)どうすればよいか。	まず、加入している健康保険に請求し、残りは福祉助成係に払戻しの請求をすることとなる。その際、健康保険証、子ども医療費受給者証、健康保険からの保険給付内容に関する証明書(札幌市指定様式)、保護者の金融機関の預金通帳が必要。			

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
ひとり親家庭等医療費助成の対象範囲は。	ひとり親家庭、父または母等に扶養・監護されている人で、①18歳未満の子、②18歳～20歳（誕生月の末日、1日生まれは前月の末日）の子で学生等。①及び②の父親または母親。なお、生計中心者の所得制限がある。	418 363
重度心身障がい者医療費助成の対象者の範囲は。	身体障害者手帳1～3級（3級は内部障害のみ）を持っている人、又は知的障がい療育手帳「A」を持っている人か診断書で「重度」と判定された人。精神障害者保健福祉手帳1級をもっている人（精神障がい者は、通院のみ助成）。なお、生計中心者の所得制限があり、65歳以上の場合、後期高齢者医療制度に加入することが条件。	363 365
医療費受給者証の有効期限は。	毎年8月1日～翌年7月31日のサイクルで更新し、所得等資格審査の結果、該当者に郵送する。	363 365
児童手当を受けるための手続きは。	児童を養育し生計を同じくする父母等で、原則所得の高い方が請求者（受給者）となる。住所地の区役所で認定請求書に次の書類を添えて申請する（①、②は後日提出でも可）。（郵送可） ①請求者の健康保険証 ②請求者の金融機関の口座番号が確認できるもの	364 418
児童手当は、児童が何歳まで受けられるのか。	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）。	364 418
児童手当は、いつから受けられるのか。	認定請求をした日の属する月の翌月分からの支給となる。ただし、申請日が「誕生日、前住地での転出予定日」の翌月になっても、「誕生日、前住地での転出予定日」の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給。	
児童手当は、いくら支給されるのか。支払時期は。	一人につき、3歳未満は月額15,000円・3歳以上小学校修了前（第1子2子は10,000円）・3歳以上小学校修了前（第3子は15,000円）・中学生10,000円が支給される。支払時期は、原則として毎年2月、6月、10月の年3回。 平成24年6月分の手当から所得制限限度額が設けられ、限度額を超えた場合の月額は、児童1人につき一律5,000円	418 364
児童扶養手当を受けるための手続きは。	住所地の区役所で認定請求書に次の書類を添えて申請する。 ①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者名義の金融機関の預金通帳 ③年金手帳 ④印鑑	
児童扶養手当の支払いはいつからか。	市長の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分からの支給となる。 支払いは、1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回	418 362
児童扶養手当の額は。また、児童が何歳まで受けられるのか。	受給者の前年所得により「全部支給」と「一部支給」、「支給停止」の三段階となり、「一部支給」は所得により10円きざみで細分化されている。状況によっては、当初支給額の半額となる場合がある。なお、受給者又は扶養義務者の前年所得が一定額以上あれば支給停止となる。また、児童が18歳に到達後最初の3月分まで支給となり、児童に一定の障がいがある場合は20歳まで延長で支給となる。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
特別児童扶養手当を受けるための手続きは。	<p>住所地の区役所で認定請求書に次の書類を添えて申請する。</p> <p>①請求者と対象児童の戸籍謄本  ②請求者名義の預金通帳等  ③所定の診断書（身体障害者手帳や療育手帳A判定の場合は省略できることもある。）  ④印鑑</p>	365 363
特別児童扶養手当の支払いはいつからか。	認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分からの支給となる。支払いは、4月、8月、11月の年3回。	
特別児童扶養手当の額は。また、児童が何歳まで受けられるのか。	一人につき1級一月額52,500円、2級一月額34,970円が支給される。また、児童の20歳の誕生日まで支給となる。（令和2年4月1日現在） ただし、生計中心者や配偶者、同居する扶養義務者の所得制限がある。	
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込先口座は、誰の名義でもよいのか。	振込先銀行口座は、受給者（養育者）本人名義のものに限る。	364 418
心身障害者扶養共済制度とは。	障がいのある子を扶養している人が生存中に一定額の掛金を納付することで、死亡又は重度障がいとなった時に残された障がいのある子に終身一定額の年金を支給する制度。	
心身障害者扶養共済への加入申請手続きは。	住所地の区役所で加入申込書に次の書類を添えて申請する。・加入申込者及び障がい者の住民票・申込者告知書・所定の診断書又は療育手帳・身体障害者手帳（1級～3級）・精神保健福祉手帳（1級か2級）	418
<b>注意 事項</b>	<p>○特定疾患、未熟児等の医療助成は、保健センター。</p> <p>○障がい者の自立支援は、2階21番窓口（保健福祉課）。</p> <p>○公務員の方の児童手当は勤務先に認定請求する。</p> <p>○児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請は、マイナンバーの記載が必要。マイナンバーカードを持参する場合は本人確認書類は不要だが、「通知カード」の場合は、本人確認書類が必要（顔写真付きであれば1点のみ、顔写真がない場合は2点必要）。</p>	

# 介護保険給付／心身障がい者交通費助成

2 階	保健福祉部
	保健福祉課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
給付事務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険住宅改修費支給申請の受付・支給</li> <li>○介護保険福祉用具購入費申請の受付・支給</li> <li>○介護保険高額サービス費支給申請の受付・支給</li> <li>○介護保険負担割合証の住所変更、再交付、返還受付</li> <li>○介護保険施設入所・短期入所時の食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費）の申請受付、介護保険負担限度額認定証の交付・再交付</li> <li>○社会福祉法人などが実施する利用者負担の減額の申請受付、社会福祉法人等利用者負担減額確認証の交付・再交付</li> <li>○高額障害福祉サービス等給付費支給申請の受付・支給</li> <li>○国保・後期高齢者医療以外の方の高額医療合算介護サービス費等の自己負担額証明書交付申請の受付・交付</li> <li>○障がい者交通費助成（福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券・サピカへのチャージ等）申請の受付・交付</li> <li>○有料道路障がい者割引申請の受付</li> <li>○障がい者NHK受信料免除申請の受付</li> <li>○特別障害者手当・障害児福祉手当の支給</li> <li>○障害者総合支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費等の支給</li> <li>○自動車税等の減免に係る生計同一証明・常時介護証明の申請受付・交付</li> <li>○敬老優待乗車証（敬老パス）の申請・再交付の受付、納入通知書発送、返還受付</li> <li>○障害者控除対象者認定書の申請受付</li> </ul>	<p>346・347 (757-2463)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>338・348 (757-2463)</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	2階22番	
よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答			電話番号
<p>高齢で身体が不自由だと市からタクシーチケットが出ると聞いたが</p> <p>障がい者交通費助成を受けているが、次回の受取り時期を教えてください。</p>	<p>身体障害者手帳（1～4級）・療育手帳（A・B）・精神保健福祉手帳（1級～3級）を所持する希望者にタクシー利用券を交付している。（単に高齢等の理由では交付していない。）</p> <p>その方により受取りの時期が異なるため、22番窓口にて確認してください。</p>			338・348

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
<p>高齢で自宅での生活が不自由なので、手すりなどを付けたいが、何か補助があるか？</p>	<p>介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方が、工事を行う前(と完成後)の申請を行うことにより工事費20万円を上限として1割から3割負担で工事ができる場合があります。事前の申請なく工事を行った場合は、支給対象になりません。</p>	<p>346・347</p>
<p>注意事項</p>		

# 高齢者・障がい者の保健福祉サービスに関する相談／各種申請受付／福祉サービスに関する苦情

2 階	保健福祉部
	保健福祉課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
福祉支援一係 福祉支援二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険要介護・要支援認定の調査及び要介護度の決定</li> <li>○身体障がい者及び知的障がい者の手帳の交付に関する決定</li> <li>○障害者総合支援法に基づく諸制度（身体障がい・知的障がい）及び地域生活支援事業に関する調査・決定事務</li> <li>○身体障がい者及び難病患者の補装具（補聴器・車椅子等）及び日常生活用具（ファクス・電動ベッド・入浴補助用具等）の支給に関する調査・決定</li> <li>○福祉サービス（配食・おむつ等）の支給に関する調査・決定</li> <li>○養護老人ホーム・生活支援ハウス入所に関する決定</li> <li>○特別障害者手当・障害児福祉手当の決定</li> <li>○高齢者及び障がい者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助</li> <li>○福祉・介護サービス利用に対する相談・援助</li> <li>○身体・知的障がい者の虐待に関する相談</li> </ul>	<p>303 329 355～360  (757-2464)</p>	—	対応する窓口がありませんので、市民の方が来庁される際は、福祉支援一係または二係（2階21番・22番窓口の間）の職員を直接訪ねていただくよう、ご案内願います。
保健支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護者に対する訪問指導</li> <li>○高齢者の特定保健指導</li> <li>○介護予防の啓発と介護予防事業に関する相談・援助</li> <li>○介護保険要介護・要支援認定の調査</li> <li>○介護支援専門員への相談・援助</li> <li>○介護保険ケアプラン作成（自己作成も含む）に関する相談・援助</li> <li>○高齢者及び障がい者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助</li> <li>○福祉・介護サービス利用に関する相談・援助</li> <li>○高齢者、精神障がい者の虐待に関する相談</li> </ul>	<p>366～369  (757-2465)</p>	2階23番	保健師職

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
保健支援係	<p>&lt;精神保健福祉&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉の相談・援助に関すること</li> <li>○障害者総合支援法に基づく諸制度（精神障がい）及び地域生活支援事業に関する調査・決定事務</li> <li>○精神保健福祉法に基づく入院に関する市長同意、精神障がい者入退院届の受理・送付に関すること</li> <li>○精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の進達及び決定事務</li> <li>○精神障がい者に係る通報の受理・送付に関すること</li> <li>○心の健康相談（精神の病気に関する相談）、職親事業相談に関すること</li> </ul>	<p>327 328 339</p> <p>(757-2465)</p>	2階23番	精神保健福祉相談員 精神事務担当職員
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
要介護（要支援）認定申請をした場合、何日ぐらいで結果が出るのか？	申請から1ヶ月以内には認定結果通知を送付するようにしていますが、審査資料が揃わない等により遅れる場合もあります。			<p>303 329 355～360</p> <p>(757-2464)</p>
要介護（要支援）認定調査結果の内容を教えてください。	本人、家族及び本人と契約しているケアマネージャーの方であれば「要介護認定等資料閲覧等申出書」を提出することにより内容を確認することができます。			
要介護度、認定期間等に関して電話での照会に応じてもらえますか？	個人情報保護のため、電話での照会には応じていません。			
高齢独居のため、いざという時の連絡ができるか不安なのだが	一定の条件に該当する方は“あんしんコール”を利用することができます。			
認知症や要介護者の介護方法がわからない。	家庭訪問して認知症や要介護状態の方の介護方法及び活用できる制度やサービス等の保健・医療・福祉等の必要な情報を提供します。			
高齢者が閉じこもりがちで、足腰が弱ってきている。このままでは心身の機能が低下し、介護が必要な状態になってしまいそうで心配。	介護予防に関する相談を行い、必要な支援を行います。 地域の民生委員や地域包括支援センター、介護予防センター等と連携して、見守り活動やすこやか倶楽部などの介護予防事業に繋げる支援を行います。			<p>366～369</p> <p>(757-2465)</p>

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
<p>独居の高齢者の認知症が進み日常生活が危険になっている。身よりがなくどこに相談して良いかわからない。</p>	<p>家庭訪問により生活状況や認知症の進行状態を確認し、関係機関と連携して、親族等の調整・権利擁護・介護サービスの導入などの支援を行ないます。</p>	
<p>地域の仲間やサークル、老人クラブ等で介護保険制度や介護予防の学習をしたい。</p>	<p>介護予防センターなどの関係機関と連携して、講演会や学習会に講師を派遣し、介護保険制度の正しい理解や介護予防に関する啓発事業を行っています。</p>	<p>366～369 (757-2465)</p>
<p>高齢者等の虐待とはどういうものか。また、発見した場合にはどうしたらよいか。</p>	<p>虐待には、殴る蹴るなどの「身体的虐待」、無視したり罵倒するなどの「心理的虐待」、介護や医療を受けさせないなどの「ネグレクト」、年金搾取や小遣いを与えないなどの「経済的虐待」、性的行為の強要などの「性的虐待」の5種類があります。 高齢者や精神障がい者が虐待を受けている、またはその疑いがあると思われる場合は、保健支援係に連絡してください。</p>	
<p>心の相談とはどのようなものか。</p>	<p>精神保健福祉相談員が、ご本人やご家族の精神保健福祉に関する相談に応じています。 詳細は、23番窓口の相談員まで。</p>	<p>327 328 339</p>
<p>独居の精神障害者だが、病状が悪化してきている。独居生活を維持できなくなってしまうようで心配。</p>	<p>本人の生活状況などの確認を行い、入院治療や処方薬の変更などについて病院側と相談するよう案内したり、生活能力の不足を補完できるような福祉サービスや自立支援医療（精神通院医療）についてご紹介するなどの情報提供を行います。</p>	<p>(757-2465)</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センターにも保健師がおり、母子の保健相談や生活習慣病相談、難病相談、40～64歳の特定保健指導等を担当しています。</li> <li>○ 知的障がい者、身体障がい者の虐待については福祉支援係が担当しています。</li> </ul>	

# 高齢者・障がい者の保健福祉サービスに関する相談／各種申請受付／福祉サービスに関する苦情

2階	保健福祉部
	保健福祉課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
相談担当係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健福祉の総合的な相談</li> <li>○高齢者及び障がい者の保健福祉並びに介護保険に関する相談（初回面接事務）</li> <li>○介護保険認定申請の受付</li> <li>○介護保険ケアプラン作成（自己作成も含む）届出書の受付</li> <li>○身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の手帳の申請受付・交付</li> <li>○身体障がい者、難病患者の補装具支給（補聴器・車椅子等）及び日常生活用具給付（ファクス・電動ベッド・入浴補助用具等）の申請受付</li> <li>○障害者総合支援法による介護給付、訓練等給付及び自立支援医療（更生・精神通院）の支給申請の受付</li> <li>○高齢福祉サービス（配食・おむつ等）利用の申請受付</li> <li>○養護老人ホーム・生活支援ハウス入所の申請受付</li> <li>○特別障害者手当・障害児福祉手当の受付</li> <li>○福祉・介護サービス利用に対する相談・援助</li> </ul>	428・429 (757-2509)	2階21番	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
身体障害者手帳の交付を受けたいのですが？	①交付申請書 ②障がい種別ごとの指定医師の意見書 ③顔写真（たて4cm×よこ3cm）を添えて申請してください。申請は代理の方でも受け付けます。住所が変わった場合は、新しい住所地で住所変更手続きをしてください。	428 429
高齢になったので、どこか施設に入りたいのですが？	施設の種類ごとに入居可能な条件が異なります。種類ごとの特徴、申し込み先などについては21番窓口にお問い合わせください。	
介護保険の認定申請はどのようにしたらできますか？	介護保険被保険者証を持参し、21番窓口申請してください。（40歳～65歳未満の方は、特定の病気の方が申請できます。その場合健康保険証の提示が必要です。）	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
介護保険でどのようなサービスが受けられますか？	ホームヘルパーによる訪問介護・看護師等の訪問・通所介護・短期入所・福祉用具貸与などの在宅でのサービスや、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院へ入所する施設サービスなどがあります。サービスを受けるには要介護認定が必要となります。	
在宅での介護ができないのですか？	介護サービスをご利用されている場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。ご利用されていない場合は、介護保険で利用可能な在宅・施設サービスなどについてご説明いたしますので21番窓口にお問い合わせください。	
車椅子がほしいのですが？	介護保険によるレンタルや、身体障害者手帳等をお持ちの方は補装具としての支給を受けることができる場合があります。詳しくは、21番窓口にお問い合わせください。	
紙おむつの支給はありますか？	要介護3～5の方、または重度の障がいをお持ちの方で、一定の要件を満たす場合に費用の助成を受けることができます。詳しくは21番窓口にお問い合わせください。	428 429
ホームヘルパーの派遣を受けたいのですが？	介護保険、または障害者総合支援法によりヘルパーを利用できる場合があります。詳しくは21番窓口にお問い合わせください。	
障害者手帳を持っているのですが、何か手当はありますか？	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当などを受けられる場合があります。特別障害者手当、障害児福祉手当については21番窓口、特別児童扶養手当については24番窓口にお問い合わせください。	
身体障がい者の補装具・日常生活用具は、手帳が何級の人が申請できるのでしょうか？	補装具・日常生活用具の品目により対象となる方が異なりますので、21番窓口にお問い合わせください。	

# 特定疾患／予防接種

センター 北保健	保健福祉部
	健康・子ども課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
保健予防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定医療費（指定難病）給付申請・更新等に関する事務</li> <li>○在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成に関する事務</li> <li>○結核予防に係わるBCG接種</li> <li>○予防接種に関すること（高齢者インフルエンザ等）</li> <li>○エイズ検査、エキノコックス症検査、ウイルス性肝炎（B型・C型）に関すること</li> </ul>	450 (757-1185)	保健センター 2階1番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
「特定疾病療養受療証」/「特定医療費（指定難病）受給者証」、「特定疾患医療受給者証」の窓口は、どこでしょうか？	<p>特定疾病は、血友病・人工透析を必要とする慢性腎不全等で、窓口は、健康保険証発行の保険者〔国保及び後期高齢者医療の場合は、給付係（内線393）〕なので、そちらへ問い合わせる。但し、血友病の人は「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の制度があるので保健センターへ問い合わせを。</p> <p>特定医療費（指定難病）、特定疾患については、保健センターへ問い合わせを。</p>			450 (757-1185)
市民が札幌市以外で定期予防接種を受ける場合は？	<p>保護者より「予防接種依頼書発行申請書」の提出により、保健センターから実施市町村長あての「予防接種依頼書」を発行するので、その書類を持参して接種をする。</p>			
高齢者のインフルエンザの予防接種について	<p>1 対象者；札幌市内に居住し、① 接種日現在に65歳以上の方② 接種日現在60～65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害をもつ方（障害等級1級またはそれに準じる方）※満60歳、満65歳の方は一部例外があります。</p> <p>2 実施場所；予防接種委託医療機関</p> <p>3 実施時期；10月1日～1月31日（令和元年度）</p> <p>※料金については、年度ごとに変わることがありますので保健センターへ問い合わせを。</p>			
高齢者肺炎球菌ワクチン接種について	<p>1 対象者；札幌市内に居住し、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方※過去に接種したことがある方は対象外</p> <p>2 実施場所；予防接種委託医療機関</p> <p>※料金については、年度ごとに変わることがありますので保健センターへ問い合わせを。</p>			

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
ウイルス性肝炎について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルス検査・・・市内在住で肝炎ウイルス（B型・C型）検査を受けたことのない方は、指定医療機関で無料の検査を受けることができます。</li> <li>・精密検査費助成・・・市が実施する肝炎ウイルス検査で陽性とされ精密検査を行った場合、検査費用の一部が助成されます。</li> <li>・ウイルス性肝炎の治療費助成・・・申請に必要な書類は、治療や生計の状況によって異なります。詳細は保健センターへ。</li> </ul>	450 (757-1185)
エイズ検査を受けたいのですが？	保健センターで、匿名、無料で行っています。予約は札幌市コールセンター（Tel222-4894）	
注意 事項	<p>高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチンの料金免除の対象者は（令和元年度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護世帯</li> <li>2 市民税非課税世帯（介護保険料第1段階、第2段階および第3段階）の方</li> <li>3 東日本大震災による被災等に伴う避難のために被災地から札幌市内に居留している方</li> </ol> <p>問い合わせ：保健予防係</p>	

# 母子保健／成人・老人保健／小児医療助成／家庭児童相談室

センター 北保健	保健福祉部
	健康・子ども課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
健やか推進係	<p>1 母子保健</p> <p>(1) 健診・相談指導関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児の健診、相談に関する事</li> <li>○乳幼児の心とことばの相談に関する事</li> <li>○妊産婦・新生児訪問指導及び家庭訪問に関する事</li> <li>○女性の健康支援相談及び若者の性の健康相談に関する事</li> <li>○乳幼児、妊産婦の健康相談に関する事（保健・栄養・歯科）</li> </ul> <p>(2) 教室関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親教室及び父親教室に関する事</li> <li>○離乳期講習会（ステップ1、ステップ2）に関する事</li> <li>○思春期ヘルスケア事業に関する事</li> <li>○チャレンジむし歯ゼロセミナーに関する事</li> </ul> <p>(3) 申請・届出の受付、交付関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査受診票に関する事</li> <li>○妊婦一般健康診査助成費支給（償還）に関する事</li> <li>○受胎調節実施指導員指定及び同指導員標識の申請受付・交付に関する事</li> </ul> <p>2 成人・老人保健</p> <p>1) 健診・相談指導関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健康診査に関する事（受診券の発行に関する事は保険年金課）</li> <li>○特定保健指導に関する事</li> <li>○健康相談（難病・生活習慣病等）に関する事</li> <li>○胃がん・大腸がん検診に関する事</li> <li>○訪問栄養指導に関する事</li> <li>○訪問口腔衛生指導に関する事</li> </ul> <p>(2) 教室関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成人等の健康教室（保健・栄養・歯科）に関する事</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食生活改善推進員養成講座及び食生活改善推進員協議会に関する事</li> </ul>	451  (757-1181)	保健センター 2階4番	

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
健やか推進係	<p>3 地域健康づくり関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民健康教育に関すること（医師会・歯科医師会・薬剤師会共催の健康教育）</li> <li>○健康づくりに関すること（健康づくりの情報提供、企画・運営相談など）</li> <li>○健康づくりサポーター派遣事業への申込み</li> <li>○北区ウォーキングマップに関すること</li> </ul> <p>4 小児医療助成等 申請受付、交付関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小児慢性特定疾病、自立支援医療（育成医療）、養育医療の申請受付・交付</li> <li>○妊娠高血圧症候群等療育援助費及び結核児童療育等援助費の申請受付・交付</li> </ul>	451 (757-1181)	保健センター 2階4番	
家庭児童相談担当係	<p>1 家庭児童相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭児童相談</li> <li>○児童虐待予防・防止に関すること</li> </ul>	451 (757-1182)	保健センター 2階4番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
【母子保健関係】 母子健康手帳又妊婦一般健康診査票を再交付してほしい。	・母子健康手帳及び妊婦一般健康診査票は紛失、汚損したときは再交付する。		451 (757-1181)	
他市町村から転入したので、札幌市の母子健康手帳をもらいたい	基本的に全国共通の内容なので、既に交付されたものを継続して使用してもらう。ただし、添付冊子等の交換が必要なので、母子健康手帳持参の上来所してもらう。			
他市町村又は他区から転入したので、乳幼児健診を受けるにはどうすればよいか？	1か月位前になったら案内書を送るため、子どもの名前・生年月日、世帯主名、住所、電話番号を聞く。（前住所が市内他区の場合は、前住所も聞く）			
指定された乳幼児健診日は都合が悪いので、変更したい。	当該月齢の到達後で、他の健診実施日に変更可能であり、他区の健診も受診可能であるが、変更できる健診日の案内やカルテの準備が必要なため、事前に連絡してもらう。			
妊産婦新生児訪問連絡票が郵便受けに入っていたが、どういうことなのか？	妊産婦、新生児に対して、妊娠・出産・育児等に関する助言及び疾病の早期発見等を目的に保健師や委託指導員が家庭訪問をしている。不在だったため、日程調整をするために連絡をお願いした連絡票を入れてきた。			
【成人・老人保健関係】 健康診断をしてほしい。	保健センターは健康診断を行っていないため、医療機関に確認してもらう。もし、希望であれば、把握している実施機関を紹介する。			
注意事項				

保育所／ 母子・父子寡婦福祉資金／ 助産／ 母子生活施設  
 ／ 子育て支援短期利用施設／ひとり親家庭・婦人相談／家  
 庭内暴力相談／母子家庭自立講習会

セン ター 北保 健	保健福祉部
	健康・子ども課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
子ども 家庭福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認可保育所・認定こども園（保育所部分）への入所相談・申込・各種変更届に関する事</li> <li>○保育料無償化に関する事</li> <li>○母子・父子寡婦福祉資金の貸付に係る利用相談・申込・各種手続に関する事（※下記注意事項③を参照）</li> <li>○助産施設を利用するための相談・申込に関する事</li> <li>○母子生活支援施設の利用相談・申込に関する事</li> <li>○子育て支援短期利用施設の利用相談・申込に関する事</li> <li>○ひとり親家庭、婦人に関する各種相談（※下記注意事項③を参照）</li> <li>○配偶者からの暴力等に関する各種相談</li> <li>○母子家庭の母等に対する講習会の受付に関する事</li> </ul>	保育所/助産/母子生活施設/子育て支援短期利用施設： 352～354 (757-2563)  母子関係： 426・427 (757-2564)	保健センター 2階2番	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
保育所に入園したいがどうしたらいいか。	認可の保育園は、父母、または同居している家族が児を保育できない場合に利用するものです。申請書と保育できない証明書類を添えて申し込んでください。	352～354  (757-2563)
保育園の名称・所在地が判る資料がほしい。	子ども家庭福祉係でお渡しします。	
保育園に入園した場合の料金はどのくらい掛かるか。	市町村民税の所得割額によって段階的に決められています。	
入園したい保育園は自分で選べるか。	自分で選んで申し込みをしていただきますので、希望する保育園を事前に見学するようお勧めします。また、入園の可否は定員が決まっていますので、相談してください。	
仕事の時間の都合で夜遅くまで預けられる保育園はあるか。	中央区と西区に、10時から24時までお預かりする夜間保育園があります。	
週2・3日の仕事で保育園を利用できるか。病院に通院するなどの理由で一時的に利用したい。	一時保育を行なっている保育園がありますので、それを利用できます。実施園は相談してください。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
保育料無償化の申請をしたい。	幼稚園の預かり保育、認可外保育の利用に関しては、原則（非課税世帯は3歳未満も対象）3歳クラス以上の子どもが対象となり、なおかつ、認可保育所の利用と同様に、保護者が家庭で保育できない理由が必要です。詳しくは子ども家庭福祉係に確認してください。	352～354 (757-2563)
母子家庭、寡婦を対象とした講習会に受講したい。	自立のため資格を取得する講習会を行っています（調理師、簿記、パソコン、ワープロ、ホームヘルパー等）。費用は無料ですが実費分の負担が必要です。実施時期、申込方法・受付などは子ども家庭福祉係で確認してください。	426・427 (757-2564)
離婚を考えているが、相談したい。離婚して母子家庭となった場合のことを知りたい。	母子・婦人相談員がお受けいたします。	
家庭内で、配偶者から暴力を受けている。事情があつて帰るところが無い。	母子・婦人相談員がお受けいたします。	426・427 (757-2564)
母子家庭・父子家庭・寡婦に資金を貸してくれる制度について。	子どもの進学、自身の就業のための資金など13種類の貸付金があります。	
病気で入院しなければならないが、子どもを預かってほしい。冠婚葬祭で家を留守にする間、子どもを預かってほしい。	養護施設で1週間、お預かりするショートステイ制度があります。	353・354 (757-2563)
注意事項	<p>①北区の保育園は、慢性的な定員超過と多くの待機児童を抱えている。また、個々の保育園によって定員超過の受入体制、年齢別の状況が異なるなど複層した要件の基で入園事務を行なっているので、入園の可否はその場で回答していない。</p> <p>②母子婦人相談員、家庭児童相談員に係る相談はプライバシーや秘守性が極めて高い。関係者（配偶者・家族等）、関係機関から相談内容の他、相談に来庁したか否かも含めて一切回答していない。</p> <p>③父子家庭については、別途父子家庭専門相談窓口があるため、原則そちらを案内すること（札幌市ひとり親家庭支援センター TEL 011-632-7132）</p> <p>④保育料無償化に関しては令和2年度から外部委託を検討しておりますので、問い合わせ先が変更となる可能性があります。（R2.3時点）</p>	

# 子育てサロン・サークル・講座／子育てボランティア講習会 ／子育て情報の提供 他

センター 北保健	保健福祉部
	健康・子ども課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
子育て支援担当 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに関する相談・情報提供（利用者支援）</li> <li>○子育てサロンの支援</li> <li>○子育てボランティア育成及び地域支援者の活動支援</li> <li>○次世代育成支援</li> <li>○子育てサークルの育成・支援</li> <li>○子育て講座の実施</li> <li>○子育て情報室における絵本・CD貸出し</li> <li>○地域と連携する事業の実施・支援</li> <li>○さっぽろ親子絵本ふれあい事業</li> </ul>	415～417  (757-2566)	保健センター 1階	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
子どもと一緒に参加できる子育てサロンを知りたい。	住所や内容についての希望をお聞きした上で、子育て情報に掲載している地域団体や児童会館、北区保育・子育て支援センターなどが実施している交流の場を紹介する。			415～417  (757-2566)
子育て相談について。	乳幼児に関する相談及び、出前子育て相談など随時行っている。 相談専用電話（直通）756-0874の活用を周知している。			
子育て講座について知りたい。	北区HP・広報さっぽろに掲載（開催日時・内容・場所） ※事前申し込みが必要			
子育てボランティアとして活動したい。	子育てボランティア講習会を開催。また、子育てボランティアとしての登録は随時募集し、活動の場の紹介や情報提供を行っている。			
子どもを短時間預けたい。	ちあふるの一時預かり、さっぽろ子育てサポートセンター・札幌市こども緊急サポートネットワーク・病後児デイサービスなど（有償ボランティア）の紹介。			
子育てに関する情報を知りたい。	北保健センター1階子育て支援担当係事務室内にて、様々な情報を提供し、子育て情報の配布や絵本・図書の貸し出しを行っている。			
注意事項				

# 飲食店食品営業許可／食品・環境衛生に関する相談／犬の登録ほか

センター 北保健	保健福祉部
	健康・子ども課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
生活衛生係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北区内の飲食店等食品営業施設の許可（製造所やスーパーは札幌市保健所が所管）に関する事</li> <li>○食品及び環境衛生に係る市民相談、苦情処理に関する事</li> <li>○医師、看護師、調理師等の免許申請等の手続きに関する事</li> <li>○犬の登録業務に関する事</li> <li>○空地の草刈指導に関する事（保健衛生上の問題がある場合に限る）</li> <li>○食品衛生協会に関する事</li> </ul>	403 (757-1183)	保健センター 2階5番	
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答		電話番号
飲食店・店頭販売する菓子（パン・ケーキ）製造業を営業したい。		営業許可申請の手続きが必要なので、生活衛生係へ相談を。		403 (757-1183)
仕出し弁当業、店頭販売以外の菓子製造業をしたい。自動車でも食品を販売したい。		札幌市保健所 食の安全推進課（電話622-5170）を紹介する。		
町内会の行事で飲食物を提供したい。		実施計画書を提出する場合や臨時営業許可が必要な場合があるので、生活衛生係へ相談を。		
食品の表示について知りたい。		食品衛生法に基づく表示については、生活衛生係へ相談を。または札幌市保健所 食の安全推進課（電話622-5170）を紹介する		
食品衛生責任者の資格をとりたい。		札幌市食品衛生協会が行う「食品衛生責任者資格者養成講習会」を受講して資格取得ができる。申し込みは北保健センター2階 北食品衛生協会事務局（電話757-1183）へ。受講料8,000円		
家のなかに虫（ネズミ）が出る、駆除方法を知りたい。		生活衛生係で害虫の駆除方法について助言する。必要に応じて駆除業者を紹介している。		

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
ハチの巣が玄関先(庭)にある。採って欲しい。	ハチの巣がある場所の所有者または管理者が駆除を行う。必要に応じて駆除業者を紹介している。駆除費用助成についてはH21年度から廃止。また、空き屋にハチの巣が出来た場合については、生活衛生係へ相談を。	
ハチの巣が公園・道路にあり、危険である。ハチの巣が電柱についている	街路樹や公園内の樹木の場合は北区土木センター（電話771-4211）へ連絡を。電柱の場合は北電札幌北支社(電話772-7101)またはNTT(電話0120-444-113)へ連絡を。	
住居衛生、シックハウス対策について知りたい。	札幌市保健所 生活環境課生活環境係（電話622-5182）へ相談を。	
飲み水に関する相談	水質検査は受け付けていない。（H17.4.1から）水道水については水道局北部配水管理事務所（電話762-7300）へ、受水槽などについては札幌市保健所 飲料水指導担当係長(電話622-5165)へ相談を。	
市外から引っ越してきた。犬の登録をしたい。	札幌市動物管理センターで登録情報を管理しているが、生活衛生係で犬鑑札（登録票）の引き換え交付手続きができる。未登録で狂犬病予防接種もしていない場合は、札幌市の委託動物病院を紹介する。	
飼えなくなった犬・猫について相談したい。	直接動物管理センター(電話736-6134)に相談を。	403 (757-1183)
カラス・ドバトを駆除して欲しい。子カラスが道路に落ちていて親ガラスに威嚇される。	カラス・ドバトの駆除は行っていない。子カラスの保護、捕獲許可については環境局みどりの推進部みどりの推進課(電話211-2522)へ相談を。公園、街路樹に巣がある場合は、北区土木センター（電話771-4211）へ相談を。	
住宅地域内の空地の草刈について	害虫の大量発生など保健衛生上問題がある場合は、生活衛生係から土地所有者に草刈実施の指導・助言を行う。	
所有者のいない動物の死体を引取ってほしい	北清掃事務所（電話772-5353）を紹介	
整骨院を開業したい。薬局等の更新をしたい。	札幌市保健所 医療政策課（電話622-5162）を紹介	
免許取得の為に健康診断・検便をしたい。	医療機関を受診する。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
理・美容室を開業したい。	札幌市保健所 環境衛生課（電話622-5165）を紹介	403 (757-1183)
理・美容師の免許のこと	財）理容師美容師試験研修センター（電話261-2088）を紹介	
保険医・保健薬剤師の登録等	北海道厚生局指導部門医療指導課（電話796-5105）を紹介	
注意 事項		

# 生活保護（相談・申請受付/ 決定・実施/生活指導）

2 階	保健福祉部
	保護一・二 ・三・四課

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
相談担当	○生活保護の相談及び申請の受付	419 251  (757-2517)	2階27番	
管理係	○保護金品の支給 ○医療券、介護券、治療材料券及び施術券の発行 ○管内医療機関、指定介護機関及び指定薬局の指定、廃止及び変更	373 374  (757-2432)	2階28番	
保護一課 保護一係 保護二係 保護三係  保護二課 保護一係 保護二係 保護三係 保護四係	○生活保護の決定及び実施並びに生活指導（各保護係所管の区域に係わるものに限る。次号以降も同じ。） ○居住地のない単身入院患者等に対する生活保護の決定及び実施 ○施設入所者に対する生活保護の決定及び実施	【保護一課】 保護一係375 (757-2513) 保護二係378 (757-2514) 保護三係320 (757-2516) 【保護二課】 保護一係382 (757-2519) 保護二係385 (757-2523) 保護三係388 (757-2524) 保護四係261 (757-2554)	2階28番	

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
保護三課 保護一係 保護二係 保護三係 保護四係  保護四課 保護一係 保護二係 保護三係	○生活保護の決定及び実施並びに生活指導（各保護係所管の区域に係わるものに限る。次号以降も同じ。） ○居住地のない単身入院患者等に対する生活保護の決定及び実施 ○施設入所者に対する生活保護の決定及び実施	<b>【保護三課】</b> 保護一係272 (757-2528) 保護二係421 (757-2529) 保護三係495 (757-2527) 保護四係424 (757-2530)  <b>【保護四課】</b> 保護一係481 (757-2531) 保護二係475 (757-2532) 保護三係280 (757-2535)	2階29番	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
生活保護の申請はどうすればよいか。	相談担当者が応対し、まず生活に困っている事情を詳しく聴いた上で、必要な助言や援助を行ない、法の趣旨、制度等も説明のうえ保護申請の意思を確認し、申請意思のある方には所定の申請用紙に、必要な事項を記載のうえ提出していただきます。	419 251  (757-2517)
生活保護の申請は誰でもできるのでしょうか。	生活保護の申請ができる人は、生活にお困りの方ご本人、ご家族、兄弟姉妹のいわゆる扶養義務者、またはその他の同居の親族に限られています。 なお、安定した住居のない方（ホームレス、ネットカフェ難民など）からの保護の相談、申請についても相談担当者が対応しております。	
生活保護申請から保護の要否の決定までの期間はどれくらいですか。	原則として申請のあった日から14日以内に要否の決定をします。ただし、調査に日時を要するなど特別な理由のあるときは、これを30日までのばすことがあります。	

# 国民健康保険／介護保険／後期高齢者医療

1階	保健福祉部
	保険年金課

係名	業務内容	電話番号	窓口番号	備考
給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療養費の支給申請に関する事</li> <li>○高額療養費の支給申請に関する事</li> <li>○出産育児一時金の支給申請に関する事</li> <li>○葬祭費の支給申請に関する事</li> <li>○限度額適用認定証の交付申請に関する事</li> <li>○特定疾病療養受療証の交付申請に関する事</li> <li>○遡及給付に関する事</li> <li>○後期高齢者医療の給付申請に関する事</li> <li>○特定健康診査（とくとく健診）及び後期高齢者健康診査の受診券に関する事</li> </ul>	<p style="text-align: center;">324 494 393 392  (757-2491)</p>	1階10番	
保険係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の資格の取得、喪失、変更等に関する事</li> <li>○国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険証の交付に関する事</li> <li>○国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に関する事</li> </ul>	<p style="text-align: center;">394～397 441 460 487 489  (757-2492)</p>	1階9番	
収納一係 収納二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事</li> <li>○国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付相談及び督促・指導に関する事</li> <li>○国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付方法に関する事</li> </ul>	<p style="text-align: center;">404～408 461 463 491～493 (757-2493)</p>	1階11番	
(収納管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険料の収入金の整理・過誤納還付金の処理に関する事</li> <li>○後期高齢者医療保険料の収入金の整理・過誤納還付金の処理に関する事</li> <li>○介護保険料の収入金の整理・過誤納還付金の処理に関する事</li> <li>○保険料の振替口座の登録・管理に関する事</li> <li>○国保協力会に関する事</li> </ul>	<p style="text-align: center;">406 408  (757-2493)</p>	1階11番	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
国民健康保険加入者が出産したときの給付金について知りたい	<p>加入者が出産したとき（妊娠12週以上の死産も含む。）には、出産育児一時金が支給されます。＜支給額＞赤ちゃん1人につき42万円（産科医療補償制度加入の医療機関での出産の場合）＜手続き＞平成21年10月から出産育児一時金の直接支払制度が始まりました。この制度は、被保険者の方が医療機関で手続きをすることにより、札幌市国保から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われる制度です。出産予定の医療機関に保険証を提示し、直接支払制度に関する合意文書に署名します。区役所への申請は必要ありません。ただし、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、申請により差額分が世帯主に支給されるため、次のものを持参して区役所に申請する必要があります。＜申請に必要なもの＞保険証、母子手帳、世帯主の預金口座番号のわかるもの、印鑑、医療機関から交付される直接支払制度に関する合意文書、医療機関から交付される出産費用の領収・明細書＜直接支払制度を利用しない場合＞退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、後日、区役所に出産育児一時金の申請を行うこととなります。申請に必要なものは、上記と同じです。</p> <p><b>※上記の書類の他にマイナンバーの関係書類が必要</b></p>	<p>324 494 393 392</p>
国民健康保険加入者が死亡したときの給付金について知りたい	<p>加入者が死亡したとき、葬祭を行った方（喪主又は施主）に葬祭費が支給されます。＜支給額＞3万円＜申請に必要なもの＞保険証、会葬はがきや葬儀の領収書など喪主又は施主の氏名が確認できるもの及びその方の預金口座番号のわかるもの、印鑑</p>	<p>(757-2491)</p>
特定疾病に関する特例について知りたい	<p>血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全等については、国民健康保険で発行する「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示しますと、自己負担額が医療機関ごと、入院・通院ごとに1ヶ月1万円（人工透析を必要とする慢性腎不全の方で上位所得者の自己負担額は2万円）となります。受療証の発行は給付係までお問い合わせください。</p>	
給付金の支給申請に有効期限はありますか	<p>給付金の支給申請は、2年以内に行わないと時効によって権利が消滅します。</p>	
国民健康保険証はすぐ発行してもらえるか	<p>保険証は有効期限の切れていない保険証との差替え以外、郵送となります。なお、身分証明証の提示により、市内の病院で保険証と同様に扱うことのできる給付証明書を交付することができます。</p>	<p>394～397 441・460 487・489</p>
国保の加入・脱退の手続はどの区でも行えるか。	<p>原則、住民登録のある区でなければ、行うことができません。</p>	<p>(757-2492)</p>
会社を辞めたので国民健康保険に加入したいのですが	<p>今までお使いの健康保険の脱退証明書、本人と確認できる書類（代理人の場合は委任状も必要）、保険料口座振替用の通帳、印鑑（銀行印）、キャッシュカード、世帯の中で国保に加入している方がいる場合はその保険証、世帯主が他の健康保険の場合は世帯主の保険証を持参し、今までお使いの健康保険の資格喪失日以降14日以内に加入手続にお越しくください。14日を過ぎると、届出日前日までの医療費は全額自己負担となります。</p> <p><b>※上記の書類の他にマイナンバーの関係書類が必要</b></p>	<p>394～397 441・460 487・489</p>
保険証を紛失した場合の手続は	<p>本人と確認できる書類（代理人の場合は委任状も必要）を持参し、窓口で再発行の手続を行ってください。保険証は後日郵送いたします。</p> <p><b>※上記の書類の他にマイナンバーの関係書類が必要</b></p>	<p>(757-2492)</p>

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
介護保険の保険証はいつ交付されるのか	65歳になられる月の前月に郵送いたします。また、40歳から64歳までの方で、要介護認定の申請をされた方や保険証の交付申請をされた方にも交付されます。	
高齢受給者証はいつ交付されるのか	高齢受給者証は70歳になられる月の翌月1日からご使用いただきますので、国保加入者の場合、70歳になられる月の下旬に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送いたします。	394～397 441・460 487・489
後期高齢者医療の加入には手続きが必要ですか	75歳になられる方の加入手続きは不要です。75歳の誕生日前日までに保険証を郵送いたします。今までお使いの健康保険は、国保の場合自動的に資格喪失となります。他の保険の場合は、加入している健康保険にご確認ください。また、65歳以上で一定の障がいがある方（身体障害者手帳の場合1～3級と4級の一部の方、精神福祉手帳1・2級の方等）は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。	(757-2492)
国民健康保険料を滞納するとどうなりますか	保険料を滞納していると (1)災害などの特別の事情がないまま保険料を滞納して1年が経過したときには、「保険証」を返還していただき、医療機関にかかるときにいったん医療費の全額を支払わなければならない「資格証明書」を交付します。 (2)療養費、高額療養費などの給付の全部又は一部の支給を差し止めることがあります。高額療養費の限度額適用認定証の交付制度を利用できないこともあります。 (3)保険料の滞納が続く場合には、預貯金や生命保険などの財産調査や勤務先への給与照会を行います。この調査結果により、財産や給与を差し押さえることがあります。	404～405 407 461 463 491～493  (757-2493)
国民健康保険料、介護保険料（普通徴収分）及び後期高齢者医療保険料を口座振替で支払えますか	保険料は年10回（6月から翌年3月までの毎月）に分けて納めていただきます。保険料の納付には、簡単・便利な口座振替制度をご利用ください。申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し区役所に提出するか、預貯金通帳・印鑑（通帳に使用している印鑑）・納付通知書を持参のうえ、口座のある金融機関の窓口へ直接申し込みください。 また、区役所窓口では、北洋銀行や北海道銀行などの金融機関のキャッシュカードがあれば、その場で口座振替の登録ができる、ペイジー口座振替受付サービスをご利用いただけます。ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は以下のとおりです。 北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行（全国の本支店出張所） 北海道・室蘭・空知・苫小牧・北門・北空知・日高・渡島・旭川・稚内・留萌・北星・大地みらい・遠軽信用金庫（北海道内の本支店出張所）	406 408  (757-2493)
保険料は税の所得控除の対象ですか	納付された保険料は全額、税の所得控除の対象になります。 年金より保険料が天引きになっている方は年金保険者から送付される源泉徴収票に納付した金額が記載されております。 遺族年金、障害年金の受給者で源泉徴収票が発行されない方や領収書を紛失された方には、ご希望があれば1月から12月までの1年間に納付した金額を記載した納付確認書を発行いたします。	404～408 461 463 491～493  (757-2493)
注意事項	○高額療養費の具体的な自己負担限度額（月単位）は、保険証の番号と患者さんの氏名、診療を受けた月でお答えできます。該当するかどうかは支給基準が複雑ですので、直接お問い合わせくださるようお願いいたします。	

# 国民年金

				1 階	保健福祉部
					保険年金課
係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考	
年金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金の資格の得喪及び変更等の届出に関すること。</li> <li>○年金手帳の再交付申請について</li> <li>○保険料の免除、納付猶予の申請及び法定免除の届出に関すること。</li> <li>○学生納付特例の申請に関すること。</li> <li>○基礎年金（老齢、障害、遺族）等の給付に係る請求に関すること。</li> <li>○寡婦年金、死亡一時金の給付に係る請求に関すること。</li> <li>○老齢福祉年金に関すること。</li> <li>○特別障害給付金の認定請求に関すること。</li> <li>○国民年金についての一般的な相談に関すること。</li> <li>（ただし、日本年金機構が直接行っている事務は除く。）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">398 399 400  (757-2495)</p>	1階8番		
よくある問い合わせ		問い合わせに対する回答			電話番号
国民年金とは、どんな制度？		<p>公的年金の「1階部分」として、自営業などの方や、厚生年金・共済組合に加入している方やその配偶者も、すべての方が加入して共通の基礎年金を受ける制度です。</p> <p>&lt;公的年金の体系&gt;</p> <p>20歳以上の学生、自営業者や会社員とその配偶者などすべての方を加入対象として、共通の基礎年金を支給する「国民年金」（1階部分）と会社員・公務員などを対象として基礎年金に上乗せして支給する被用者年金制度の「厚生年金」・「共済年金」（2階部分）などで構成されています。</p>			<p>398 399 400  (757-2495)</p>

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
<p>国民年金に加入するのは、どんな人？ (保険料の納付方法は？)</p>	<p>20歳以上60歳未満で国内に住所のある方は、年金に関する協定を結んでいる外国籍の方など一部の方を除き、国民年金に加入することになります。加入者(被保険者)は次の3種類です。( )内は、国民年金保険料の納付方法を示しています。</p> <p>第1号被保険者⇒20歳以上60歳未満の商業・農業などの自営業者や自由業者とその家族、及び20歳以上の学生 (個々人が、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納付案内書により納付します。口座振替、クレジットカードによる納付もできます(口座振替は金融機関も受付可)。また、前納割引もあります。)</p> <p>第2号被保険者⇒会社員・公務員などの被用者年金の加入者 (被用者年金と同時に国民年金にも加入しています。被用者年金制度から国民年金保険料を拠出します。)</p> <p>第3号被保険者⇒第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者 (配偶者の加入する年金制度から拠出します。)</p> <p>※60歳以降や海外居住の期間については、国民年金に任意加入できる制度があります。(60歳以降の任意加入の場合は、口座振替による納付が原則となっています。手続きの際は、預金通帳・金融機関届出印が必要です。また、クレジットカードによる納付もできます。)</p> <p>※被用者年金=厚生年金・共済年金</p>	
<p>区の年金係は、どんな事務を所管しているか？</p> <p>(年金事務所の電話番号は？)</p>	<p>○第1号被保険者資格等関係事務 ⇒資格関係の諸変更届受理・年金手帳再交付及び保険料免除関連事務等(第2号及び第3号被保険者の資格等関係事務は、保険料を拠出している厚生年金や共済組合などの被用者年金が所管していません。)</p> <p>○老齢年金の給付事務 ⇒「老齢基礎年金」の裁定請求受理(第2号及び第3号期間のある方を除きます。)</p> <p>○障害・遺族年金の給付事務 ⇒「基礎年金」の裁定請求受理</p> <p>○障害及び遺族年金受給者関連事務(初診日、死亡日において、被用者年金に加入していない64歳までの方。) ⇒現況届及び未支給年金の請求受理(基礎年金受給者のみ。)</p> <p>○第1号被保険者独自の給付事務 ⇒寡婦年金の裁定請求(未支給年金の請求を含む。)及び死亡一時金請求の受理</p> <p>○老齢福祉年金関係事務 ⇒諸変更届及び未支給年金請求の受理</p> <p>○特別障害給付金の認定請求及び受給者の諸変更届の受理</p> <p>*第1号被保険者の保険料の収納事務については、年金事務所が所管しています。 札幌市北区を所管区域とする「札幌北年金事務所」(北区北24条西6丁目2番12号)の電話番号 国民年金の加入・納付 717-4115 年金の請求・相談予約 717-4112・717-4133</p>	<p>398 399 400</p> <p>(757-2495)</p>
<p>勤務先(厚生年金・共済組合)を退職した。国民年金へ切り替える(2号⇒1号)手続きは？</p>	<p>退職日を確認できる書類、年金手帳・印鑑を持参し手続きします。 同時に保険料免除等の申請予定がある場合は、離職票等が必要となる場合があるので、事前に問い合わせをしてください。 納付案内書は、後日(概ね1カ月後)、日本年金機構から郵送されます。</p>	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
就職し、厚生年金をかけ始めた。国民年金の手続きは？	これまで加入していた国民年金から厚生年金への切り替えのために、区の年金係でする手続きはありません。口座振替をしていたことなどにより過払いの保険料が発生した場合は、後日、日本年金機構から還付手続きの書類が郵送されます。	
保険料の申請免除、納付猶予、学生納付特例の申請に必要なものは？	年金手帳、印鑑、学生の方は学生証または在学証明書が必要です。その他に、本人、世帯主及び配偶者の所得証明書や離職票等が必要となる場合もあるので、事前に問い合わせをしてください。	
生活保護を受給することになったが、国民年金保険料の納付はどうする？	第1号被保険者（外国人を除く）であれば、保険料の法定免除の届出をすることにより免除されます。ただし、老齢年金の受給額を増やすために、法定免除の期間中でも保険料を納付することができます。年金手帳、印鑑及び生活保護受給証明（保護課で交付）等を持参し手続きする必要があります。（受給開始から概ね14日以内に手続きしてください）生活保護が廃止になった場合は法定免除終了の届出が必要です。法定免除が終了したあとも保険料の免除を希望する場合は、別途、免除申請等の手続きが必要となります。	
65歳になったが、年金の請求は何処にする？（厚生年金等の「2階部分」給付がない人）	65歳の誕生日の前日から請求可能となります。第1号被保険者期間のみの方は、区役所の年金係が窓口となります。*第3号被保険者期間のある方は、年金事務所が窓口となります。*厚生年金の期間がある方は、年金記録の確認を含めて、年金事務所へ相談してください。	398 399 400  (757-2495)
転入してきたが、年金の手続きは必要か？ （第1号被保険者・任意加入者は？）	住所変更の届出は原則不要です。ただし、日本年金機構から届くべき書類が届かないなど、不明な点があるときは、年金事務所へ問い合わせしてください。前住地で発行された納付案内書はそのまま使用することになります。なお、新住所を記載した納付案内書を希望する場合は年金事務所に依頼してください。*厚生年金等から離脱したが、国民年金への切り替えが未届けの方は、年金係での手続きが必要です。	
（第2号被保険者・第3号被保険者は？）	*第2号被保険者・第3号被保険者の方の住所変更手続きは、勤務先にお問い合わせください。	
（年金受給者は？）	*国民年金の受給者は、住所変更届出が原則不要ですが、日本年金機構においてマイナンバーが未収録となっている方は年金事務所に住所変更届が必要（区の年金係にも届出用紙が用意されています。）。	

よくある問い合わせ	問い合わせに対する回答	電話番号
支給された国民年金の額が前回と違うのはなぜ？	<p>区の年金係には、支給される年金額に関する資料はないため、具体的な返答はできません。</p> <p>&lt;一般的な事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*年金の額自体が改定された。⇒日本年金機構から改定通知が郵送されてます。詳細は年金事務所に問い合わせてください。</li> <li>*年金から天引きされた所得税額が変わった。⇒年税額については、日本年金機構から源泉徴収票で通知されます。年金事務所にお問い合わせください。</li> <li>*年金から天引きされた介護保険料額や国民健康保険料額が変わった。⇒介護保険料や国民健康保険料の計算法等については、保険年金課保険係にお問い合わせください。</li> <li>*年金から天引きされた個人住民税の金額が変わった。⇒個人住民税の計算法等については、市税事務所市民税課にお問い合わせください。</li> </ul>	<p>398 399 400</p> <p>(757-2495)</p>
注意 事項	<p>平成22年1月、「日本年金機構」が設立されました。（社会保険庁は廃止されました。） これにより、「社会保険事務所」の名称は「年金事務所」に変わりました。（住所、電話番号の変更はありません。）</p>	

北区民センター 区民講座事業／文化展示会事業／貸室事業  
／地域の憩いの場づくり／図書閲覧・貸出

北区民センター

係名	業 務 内 容	電話番号	窓口番号	備 考
北区民 センター	<p>○貸室使用承認申込の受付及び使用承認 集会室、会議室、区民ホールなどの使用承認申込の受付及び使用承認を行う。</p> <p>○区民講座の実施 市民の教養等の向上促進等のため各種講座を定期又は随時実施する。</p> <p>○地域住民の交流等を目的とした事業の実施 幅広い地域住民の交流等を目的とした事業やボランティア性の高い事業（文化祭、映画会、講演会、音楽コンサートなど）を実施する。</p> <p>○地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）の実施 施設の空き室等を有効に活用することにより、地域の憩いの場を創出する。</p>	<p>（代表） 757-3511</p> <p>（内線） 549 550 551 552</p>		<p>（受付時間） 午前8:45から 午後9:00まで</p> <p>（利用時間） 午前9:00から 午後9:00まで</p> <p>（事前申込により午後10時まで延長可能）</p> <p>（休館日） 12月29日から 1月3日まで</p>
	<p>○図書の閲覧及び貸し出し 区民センター3階の図書室において、図書の閲覧と貸し出しを実施している。</p>	<p>（代表） 757-5399</p> <p>（内線） 571 579</p>		<p>（開室時間） 午前9:00から 午後5:00まで</p> <p>（図書室の休室日） ・ 年末年始 ・ 図書整理日 （第4金曜日） ・ 蔵書一斉点検期間</p>

# その他の問い合わせ


よくある問い合わせ	問い合わせ先	電話番号
(飼っている) 犬、猫が行方不明	近くの交番と、札幌市動物管理センターに連絡を。	北警察署 (北24条西8丁目、727-0110) 動物管理センター (西区八軒9条東5丁目、736-6134)
(道路で) 犬・猫が負傷して動けなくなっている	札幌市動物管理センター (西区八軒9条東5丁目)	736-6134
(道路で) 動物が死んでいる	北清掃事務所 (北区屯田町990)	772-5353
ペットらしい動物が迷い込んできた	最寄の交番へ。犬の場合は札幌市動物管理センターへ。	北警察署 (北24条西8丁目、727-0110) 動物管理センター (西区八軒9条東5丁目、736-6134)
野生鳥獣(鳥、キツネ等)について (負傷した野生鳥獣(鳥、キツネ等)がいるなど)	スズメ、カラス、ハト、キツネは保護していない。野生動物の傷病は自然の摂理としてそのまま見守ること。 野生動物の保護については石狩振興局環境生活課 (中央区北3西7道庁別館4階) へ相談を	204-5824
病院・診療所・薬局や医療・薬に関する相談・苦情	医務薬事関係の届出、相談等はすべて札幌市保健所医療政策課 (中央区大通西19丁目) へ	622-5162
食品製造業等許認可	保健所食の安全推進課 (中央区大通西19丁目)	622-5170
理容師、美容師の免許申請等手続きについて	(公財) 理容師・美容師試験研修センター北海道支部へ問合せを。	261-2088

〇〇はどこですか（50音順）	場所	電話番号
印鑑を買う場所はどこか？	区役所にはありません。100円ショップキャンドゥー（北24西4）	
おむつを交換できる場所はどこか？	1階北側の多目的トイレ、2階東側の多目的トイレ、2階授乳室におむつ交換台があります。	
切手を買う場所はどこか？	区役所売店で販売しています。（8時30分～17時15分）	
警察署はどこか？	北警察署（北24条西8丁目）	727-0110
公団のことはどこに聞けばいいですか？	UR(旧公団)北海道ご案内窓口（北海道住宅管理センター）。中央区北3条西3丁目1-44ヒューリック札幌ビル5階	261-9277
市営住宅のことはどこに聞けばいいですか？	一般的なことであれば広聴係で対応する。 詳しい内容については、（一財）札幌市住宅管理公社 中央区北1条西2丁目9番地オーク札幌ビル1階	・募集専用番号 205-3071 ・定期募集テレホンサービス 211-3388
就業サポートセンターはどこか？	北24条西5丁目サンプラザ1階	738-3161
収入印紙を買う場所はどこか？	区役所売店で販売しています（8時30分～17時15分）。 ほかに郵便局でも売っています。（※国へ払うもの。払い戻しなし）	
収入証紙を買う場所はどこか？	北保健センター2階内の「北食品衛生協会」で月～金（8時45分～17時15分）で販売しています。ほかに北洋銀行で9時～15時、北海道庁売店で17時15分まで売っている。（※道へ払うもの。払い戻しあり）	
証明写真が撮れる場所はどこか？	区役所にはありません。北24条バスターミナル内に証明写真コーナーがあります。	
消防署はどこか？	北消防署（北24条西8丁目）	737-2100
食堂はどこか？	食堂は、H25.11をもって閉鎖いたしました（区役所内に移転したり、再開の予定はありません）。	
税務署はどこか？	北税務署（北31条西7丁目）	707-5111

〇〇はどこですか（50音順）	場所	電話番号
タクシーを呼びたい	共同交通（892-6000） SKタクシー（新琴似4-16-5-6、761-6000） アカツキ交通（百合が原4-10、771-6000）	
道営住宅のことはどこに聞けばいいですか？	北海道住宅管理公社 中央区北5西6第2北海道通信ビル7階。	205-5255
土木センターはどこか？	北区太平12条2丁目1-7	771-4211
内職のあっせんはしてもらえますか？	区役所ではしていない。ハローワークでもしていない。電話帳などで調べるしかない。	
年金事務所（旧社会保険事務所）はどこか？	札幌北年金事務所（北24条西6丁目2番12号）	717-4133 717-4112
売店はどこか？	区役所1階東側にあります。（8時30分～17時15分）	
ハローワークはどこか？	ハローワーク札幌北（北16条東4丁目）	743-8609
法務局はどこか？	札幌法務局北出張所（北31条西7丁目）	700-3311
北部市税事務所はどこか？	北部市税事務所（担当：北区、東区） （中央区北4条西5丁目アスティ45 9階） ※固定資産税（償却資産）、軽自動車税などについては中央市税事務所 （中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館4階） 電話：償却資産担当211-3079、軽自動車税担当211-3076	〔納税課〕市税 証明・口座振替 担当207-3912 納税相談担当 207-3913 〔市民税課〕個 人の市・道民税 担当207-3914 〔固定資産税 課〕土地担当 207-3917 家屋担当207-
ポストはどこか？	区役所正面玄関を出て左にあります。	
郵便局はどこか？	最寄：北二十三条郵便局（北23条西5丁目、726-3030） 北郵便局（新琴似4条2丁目、0570-022-863）	
注意 事項		

## さくいん(50音順)

あ	
アルバイト	1
い	
犬・猫を飼えなくなり、相談したい。	33
犬・猫が負傷して動けなくなっている。	45
(飼っている)犬、猫が行方不明	45
犬の登録	32～33
医療に関する苦情、相談	45
医療費助成	15～17
印鑑登録・証明	11～12
印鑑を購入することのできる場所	46
飲食店営業許可	32
インフルエンザの予防接種(高齢者)について	25～26
う	
ウイルス性肝炎	25
え	
エイズ検査	25
エキノコックス症検査	25
(障がい者)NHK受信料免除申請	18
お	
横断歩道の設置要望	2
落とし物	5
おむつ交換台	46
恩給	13～14
か	
外国人高齢者・障害者福祉手当	13～14
介護認定	20～24
介護保険給付	18
介護保険に関する相談	23～24
介護保険認定(要介護・要支援)	20～22
介護保険料・保険証	37～39
介護予防事業	20～22
火葬許可証	10
課税証明	11～12
家庭生活相談	5
カラスの巣の駆除(公園・街路樹の場合)	33
き	
喫煙対策(庁内)	1
切手を購入することのできる場所	46
寄付(福祉に関する衣服・現金等)	13～14
虐待(子ども)	28

き	
虐待(高齢者・精神障がい者)	20～22
虐待(身体・知的障がい者)	20～22
行政財産目的外使用許可	1
行政相談	5
く	
空調(庁舎内)	1
(住宅地域内の空地の)草刈指導に関すること	33
区民センター	8、44
区民野球場	1
車椅子がほしい	24
車椅子を使いたい(庁舎内)	1
け	
ケアプラン	20、23
警察署はどこか	46
掲示板(地下鉄駅構内)	5
警備(庁舎)	1
敬老優待乗車証(敬老パス)	18
結婚していた時の姓を名乗ることは	10
健康診断(乳幼児)	27～28
健康診断(成人・老人)	27～28
健康づくり	28
こ	
ご意見箱	5～6
高額医療合算介護サービス(国保・後期高齢者医療以外)	18
高額療養費	37～39
公衆電話(庁内)	1
交通安全	2
交通事故相談	5
交通標識の設置要望	2
広報さっぽろ	5～6
公有財産の管理	1
高齢者教室(北親大学)	8～9
高齢者肺炎球菌ワクチン接種	25
国勢調査	7
国保、後期高齢者医療、介護保険の資格	37～39
国保、後期高齢者医療、介護保険の保険証交付	37～39
国保、後期高齢者医療、介護保険の保険料の口座振替	37～39
国保、後期高齢者医療、介護保険の保険料の納付	37～39
国民年金	40～43
こころの相談	20～22

こ	
戸籍の証明(謄本、抄本)	10～12
戸籍の届出	10
子育てサロン・サークル	31
子育て相談	31
子ども医療費助成	15
子ども会	8
コピーできる場所	1
ごみの分別パンフレット、収集日カレンダー	6
コミュニティセンター	8
婚姻届	10
さ	
災害遺児手当	15
災害弔慰金、災害見舞金	13～14
在籍職員	1
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	25
し	
自衛官の募集	7
市営住宅の申込書がほしい	6
児童虐待	28
自動車臨時運行許可	11
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	15～17
自動販売機(庁内)	1
シニア世代のための生活便利帳	13
司法書士相談	5
死亡届	10
市民便利帳	6
就業サポートセンター	46
住居衛生、シックハウス対策	33
重度心身障がい者医療費助成	15～16
収入印紙を購入することのできる場所	46
収入証紙を購入することのできる場所	46
住民基本台帳カード	11
住民票・住所の変更	11～12
出産育児一時金(国保)	37～38
出生届	10
障害者総合支援法に基づく給付(支給)	18
障害者総合支援法に基づく給付(支給申請受付)	23
障害者総合支援法に基づく諸制度(調査・決定)	20
障がい者交通費助成	18
少年育成指導室	8～9

## さくいん(50音順)

し	
消防署はどこか	46
証明写真	46
食堂	46
食品衛生、食品衛生協会	32
助産施設	29
所得証明	11~12
信号機の設置要望	2
人口・世帯数	7
心身障害者扶養共済制度	17
す	
スポーツ推進委員会	8
せ	
生活保護	35~36
青少年健全育成	8~9
税証明の発行	11~12
成人式	8
精神保健福祉	21~22
清掃(庁舎)	1
税務署はどこか	46
選挙に関すること	3~4
そ	
葬祭費(国保)	37~38
た	
タクシーを呼ぶ	47
ち	
地区センター	8
(北区の)地図	6
中国残留邦人等に対する支援	13~14
駐車場(区役所)	1
庁舎の維持管理	1
町内会名及び町内会区域	7
庁内放送	1
て	
DV	29~30
転入届・転出届・転居届、転出証明書	11
電話交換手	1
と	
道営住宅	47
(道路で)動物が死んでいる	45
特定健康診査	27

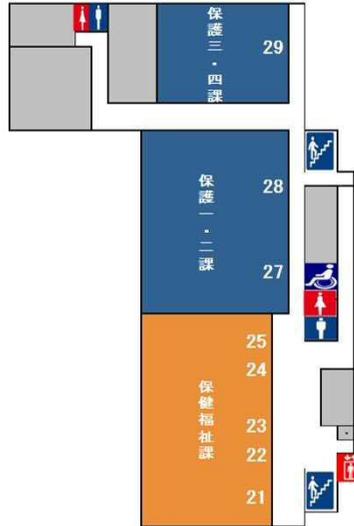
と	
特定医療費(指定難病)、特定疾患	25
特定疾病療養受療証(国保・後期高齢者の場合)	38
特別障害給付金	40
特別障がい者手当・障がい児福祉手当(受付)	23
特別障がい者手当・障がい児福祉手当(決定)	20
特別障害者手当・障害児福祉手当	18
特別奨学金(市)	13~14
図書室(区民センター)	44
土木センターはどこか	47
に	
日直	1
乳幼児健診	27~28
妊産婦新生児訪問連絡票	27~28
認知症	22
ね	
ネズミの駆除	32
年金事務所(旧社会保険事務所)はどこか	47
の	
納税証明	11~12
は	
パークゴルフ場	8
売店はどこか	47
ハチの巣の駆除	33
ハローワークはどこか	47
パンフレット, チラシについて	5~6
ひ	
BCG接種	24
東日本大震災避難者生活支援総合窓口	5~6
ひとり親家庭等医療費助成	16
避難場所	2
ふ	
ファックスできる場所	1
福祉乗車証・福祉タクシー券	18
福祉除雪	13
へ	
ペットらしい動物が迷い込んできた	45
ベビーカーを使いたい(庁内)	1
ほ	
保育所	29
防災	2

ほ	
防災マップ	2
防犯(地域の活動)	2
法務局はどこか	47
訪問指導(要介護者)	20~22
法律相談	5
北部市税事務所はどこか	47
保険証の紛失(国保)	38
母子家庭	29~30
母子健康手帳	27~28
ポスター掲示	5~6
ポストはどこか	47
補装具(支給に関する調査・決定)	20~22
補装具(申請受付)	23~24
ボランティアごみ袋	7
ま	
マイナンバーカード	11
まちづくり	7
み	
民生委員	13
や	
野生鳥獣(鳥、キツネ等)	45
ゆ	
郵便局はどこか	47
よ	
養護老人ホーム(受付)	23~24
予防接種	25
り	
離婚届	10
離婚を考えている(母子)	29~30
理容室、美容室の許認可・相談	34
臨時営業許可(飲食)	32
れ	
(北区の)歴史を掲載したものがほしい	6
ろ	
老人クラブ	13
老齢福祉年金	40
わ	
忘れ物	5

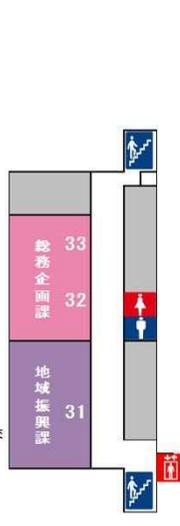
# 1階



# 2階



# 3階



※      はお問い合わせの多い窓口です。

★ 50音順索引

	目的	階 / 窓口	担当課・係
あ	あんしんコール (高齢者・身体障がい者あんしんコール事業)	2階21番	保健福祉課相談担当係
	育成医療	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係
い	犬の登録	保健センター2階5番	健康・子ども課 生活衛生係
	医療費助成 (子ども/ひとり親/重度心身障がい者等)	2階24番	保健福祉課 福祉助成係
う	印鑑証明	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	印鑑登録/登録の廃止	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
え	飲食店、販売店の許可、登録申請	保健センター2階5番	健康・子ども課 生活衛生係
	ウイルス性肝炎医療費助成	保健センター2階1番	健康・子ども課 保健予防係
お	エイズ検査	保健センター2階1番	健康・子ども課 保健予防係
	落とし物	1階17番	総務企画課 広聴係
か	おむつ交換台	1・2階多目的トイレ 2階授乳室	総務企画課 庶務係
	介護保険 (サービス等)	介護認定の申請/介護サービス利用 介護サービス費 (減額・減免) 高額サービス費申請 住宅改修費の申請 福祉用具購入費申請	2階21番 2階22番

	目的	階 / 窓口	担当課・係	
か	介護保険 (サービス等)	負担割合証の再交付等 負担限度額認定証 (介護保険)	2階22番	保健福祉課 給付事務係
	介護保険 (保険料)	加入/脱退/住所変更 保険料の納付相談	1階9番 1階11番	保険年金課 保険係 保険年金課 収納一・二係
け	がん検診 (胃がん/大腸がん)	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係	
	敬老バス (敬老優待乗車証) ※敬老手帳は廃止	2階22番	保健福祉課 給付事務係	
こ	限度額適用認定証 (国保・後期高齢)	1階10番	保険年金課 給付係	
	健康相談	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係	
こ	(国民年金) 現況届の証明	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
	交通安全	3階33番	総務企画課 地域安全担当係	
こ	広報さっぼろ	1階17番	総務企画課 広聴係	
	後期高齢者医療	加入/脱退/住所変更 葬祭費・(高額)療養費 保険料の納付相談	1階9番 1階11番	保険年金課 保険係 保険年金課 収納一・二係
こ	国民健康保険	加入/脱退/住所変更 保険料の納付相談	1階9番 1階11番	保険年金課 保険係 保険年金課 収納一・二係
	子ども医療費受給者証	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	

	目的	階 / 窓口	担当課・係	
こ	国民健康保険	(高額)療養費 出産育児一時金 葬祭費	1階10番	保険年金課 給付係
	国民年金	1階8番	保険年金課 年金係	
こ	心の相談	2階23番	保健福祉課 福祉支援一・二係	
	戸籍証明 (謄本/抄本/附票等)	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
こ	戸籍の届出 (婚姻/出生/死亡等)	1階7番	戸籍住民課 戸籍係	
	子育てに関する相談・情報提供 (利用者支援)	保健センター1階	健康・子ども課 子育て支援担当係	
こ	公金の収納 (市税・国民健康保険料・水道料など) 【窓口時間 9:30~15:00 (12:00~13:00除く)】	1階15番	指定金融機関 (北洋銀行)	
	婚姻届	1階7番	戸籍住民課 戸籍係	
こ	在宅福祉サービスの利用	2階21番	保健福祉課相談担当係	
	災害遺児手当	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	
こ	住所変更	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
	障がいに関する相談	・身体障がい ・精神障がい ・知的障がい	2階21番	保健福祉課相談担当係
こ	自立支援医療受給者証の申請 (育成医療を除く)	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係	
	自立支援医療受給者証の申請 (育成医療を除く)	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係	
こ	市政相談	1階17番	総務企画課 広聴係	
	出生届	1階7番	戸籍住民課 戸籍係	
こ	死亡届	1階7番	戸籍住民課 戸籍係	
	住民票	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
こ	住居表示証明	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
	住民票コード・住基カード	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
こ	市・道民税の証明 (課税証明/所得証明/納税証明)	1階6番	戸籍住民課	
	固定資産税の証明 (課税証明/納税証明)	1階6番	戸籍住民課	
こ	児童手当	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	
	児童扶養手当	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	
こ	障がい者交通費助成	2階22番	保健福祉課 給付事務係	
	障がい者のNKK受給料の減免	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	
こ	重度心身障がい者医療費受給者証	2階24番	保健福祉課 福祉助成係	
	児童福祉に関する相談	保健センター2階4番 保健センター2階4番 保健センター2階4番	健康・子ども課 児童児童相談担当係 健康・子ども課 健やか推進係 健康・子ども課 健やか推進係	
こ	小児慢性特定疾病	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係	
	食品衛生の相談	保健センター2階5番	健康・子ども課 生活衛生係	
こ	税 (市税) の支払い (納税通知書をお待ちの方) 【窓口時間 9:30~15:00 (12:00~13:00除く)】	1階15番	指定金融機関 (北洋銀行)	
	青少年育成事業	3階31番	地域振興課 地域活動担当係	
こ	選挙	3階32番	総務企画課 選挙係	
	世帯分離/世帯合併	1階4番	戸籍住民課 住民記録係	
こ	生活保護 (相談/申請/保護費支給)	2階27番	保護一課 相談担当	
	戦傷病者・戦没者遺族等の保護 (特別弔慰金・軍人恩給等)	2階25番	保健福祉課 地域福祉係	

	目的	階 / 窓口	担当課・係
ち	町内会	3階31番	地域振興課 まちづくり推進係
	庁舎管理 (駐車場など)	3階33番	総務企画課 庶務係
て	転出/転入/転居の手続	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	転籍届	1階7番	戸籍住民課 戸籍係
と	統計調査	3階31番	地域振興課 まちづくり推進係
	督促状/催告書 (国保)	1階11番	保険年金課 収納一・二係
と	特定医療費 (指定難病) 受給者証の申請	保健センター2階1番	健康・子ども課 保健予防係
	とくとく健診 (特定健康調査)	受診券の発行 実施内容	1階10番 保健センター2階4番
と	特別奨学金	2階25番	保健福祉課 地域福祉係
	特別障害者・障害児福祉手当の申請/変更	2階21番	保健福祉課相談担当係
に	特別児童扶養手当	2階21番	保健福祉課 福祉助成係
	乳幼児健診	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係
ね	年金現況届の証明	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	ハチ・害虫の相談	保健センター2階5番	健康・子ども課 生活衛生係
は	肺炎球菌ワクチン予防接種 (高齢者)	保健センター2階1番	健康・子ども課 保健予防係
	ひとり親家庭等医療費受給者証	2階24番	保健福祉課 福祉助成係
ふ	福祉除雪 (社会福祉協議会)	1階19番	北区 社会福祉協議会
	不在者投票	3階32番	総務企画課 選挙係
ほ	保育所の入所	保健センター2階2番	健康・子ども課 子ども家庭福祉係
	防災/防犯	3階33番	総務企画課 地域安全担当係
ほ	法律相談	1階17番	総務企画課 広聴係
	北洋銀行 (派出所・札幌市への支払いのみ) 【窓口時間 9:30~15:00 (12:00~13:00除く)】	1階15番	指定金融機関 (北洋銀行)
ま	母子父子寡婦福祉資金の貸付	保健センター2階2番	健康・子ども課 子ども家庭福祉係
	母子手帳	保健センター2階4番	健康・子ども課 健やか推進係
ま	母子・父子家庭に関する相談	保健センター2階2番	健康・子ども課 子ども家庭福祉係
	ボランティア (社会福祉協議会)	1階19番	北区 社会福祉協議会
み	マイナンバーカード (個人番号カード・電子証明書)	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	埋火葬許可証の発行	1階7番	戸籍住民課 戸籍係
み	身分証明	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	民生委員	2階25番	保健福祉課 活動推進担当係
め	免許申請 (医師・看護師、調理師等)	保健センター2階5番	健康・子ども課 生活衛生係
	養育医療	保健センター2階7番	健康・子ども課 健やか推進係
よ	予防接種	保健センター2階1番	健康・子ども課 保健予防係
	離婚届	1階7番	戸籍住民課 戸籍係
り	臨時ナンバー (臨時運行許可)	1階4番	戸籍住民課 住民記録係
	老人クラブ	2階25番	保健福祉課 活動推進担当係
わ	老人福祉施設への入所	2階21番	保健福祉課相談担当係
	忘れ物	1階17番	総務企画課 広聴係